

教 育 こ ど も 委 員 会 記 録

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和7年6月2日（水）午前10時0分～午後3時13分 |
| 2. 会議の場所 | 第1委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（教育委員会）

- | | |
|------------|---|
| 1. 第51号議案 | 物品取得の件（棚回転式食器消毒保管機） |
| 2. 請願第6号 | 神戸市小学校の学校給食における牛乳の選択制導入を求める請願 |
| 3. 陳情第128号 | 子供の豊かな学びと育ちを保障するための2026年度政府予算編成を要請する意見書提出を求める陳情 |
| 4. 報 告 | 令和8年度国家予算に対する提案・要望について（関係分） |
| 5. 報 告 | 工事請負契約の締結について（関係分） |

（こども家庭局）

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 1. 報 告 | 令和8年度国家予算に対する提案・要望について（関係分） |
| 2. 報 告 | 工事請負契約の締結について（関係分） |
| 3. 報 告 | 神戸市立児童センター条例施行規則改正案の意見募集手続きについて |

出席委員（欠は欠席委員）

委員長	さとう まちこ			
副委員長	平 野 達 司			
委 員	前 田 あきら	なんの ゆうこ	坂 口 有希子	諫 山 大 介
	植 中 雅 子	しらくに高太郎	西 ただす	大井 としひろ
	堂 下 豊 史			
委員外委員	森 田 たき子			

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（さとうまちこ） ただいまから教育こども委員会を開会いたします。

本日は、5月30日の本会議で本委員会に付託された議案、請願及び陳情の審査並びに報告の聴取のためお集まりいただいた次第であります。

なお、しらくに委員より、総務財政委員会にて請願の趣旨説明を行うため遅刻する旨の届出がありましたので御報告申し上げます。

最初に、委員各位の定席についてであります。会派構成の変更に伴い、お手元に配付いたしております定席表のとおりといたしましたので御了承願います。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。自由民主党さん、日本維新の会さん、公明党さん、日本共産党さん、こうべ未来さんから本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので許可したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（さとうまちこ） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、本日審査いたします請願第6号につきましては、紹介議員である森田議員から教育委員会審査の冒頭に趣旨説明を受けたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（さとうまちこ） それでは、さよう決定いたしました。

次に、請願第6号及び陳情第128号につきましては、請願者及び陳情者からそれぞれ口頭陳述の申出がありましたので、紹介議員の趣旨説明の後に聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（さとうまちこ） それでは、さよう決定いたしました。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（教育委員会）

○委員長（さとうまちこ） これより、教育委員会関係の審査を行います。

最初に、請願第6号について紹介議員から趣旨説明を聴取いたします。

森田議員、発言席へどうぞ。それではお願いいたします。

○委員外議員（森田たき子） おはようございます。紹介議員の森田たき子です。よろしくお願いいたします。

請願第6号神戸市小学校の学校給食における牛乳の選択制に関する請願の紹介説明を行います。

この請願は、希望があれば小学校の給食で牛乳を提供しないという選択制を求めたものです。

学校給食における牛乳の扱いについて、文部科学省は、令和3年2月12日付学校給食実施基準の一部改正についての通知で、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者において、学校給食実施基準に照らし、学校給食全体として必要な栄養素をバランスよく確保する等の観点から、適切に判断すべしとしています。

神戸市は、主食・副食・牛乳をセットで完全給食として、学校給食摂取基準に基づいて提供しています。牛乳にはカルシウムなどが多く含まれ、成長期の子供たちにとって、栄養バランスの

上でも果たす役割は大きいと理解をしています。しかし学校現場では、乳糖を消化・吸収できない乳糖不耐症で、下痢や腹痛、蕁麻疹などの体調不良、また食物摂取制限、宗教上の理由など、アレルギー以外の理由で牛乳を飲めない子供たちがいます。請願は、そうした子供たちの実態に寄り添って改善を求めたものです。

神戸市の中学校給食は、既に牛乳は選択制となっています。選択制を検討する際の市教育委員会が行ったアンケートで、選択できるとすれば牛乳を飲まないと——生徒の32%、保護者の26.5%が頼まないと回答がありました。

意見として、御飯に牛乳は合わない、牛乳を飲まないで返却する子もおりフードロスの問題として改善が必要と思う、子供がどうしても牛乳を嫌がり給食を利用することができない、選択できれば給食を利用したいなどの声が寄せられ、検討の結果、中学校給食における牛乳の提供は選択できるようになりました。

市教育委員会の報告によると、小学6年生で、給食で牛乳を飲んでいる・約97.8%、飲んでいない・約2.1%でした。選択制となった中学1年生で牛乳を飲んでいる・約80%、飲んでいない・約20%、10倍にもなっています。

保護者の皆さんは、毎日子育てで悩んだり迷ったりしながら頑張っています。小学校給食についても選択制にして、本人の事情を尊重し、我慢を強いるのではなく柔軟に対応してほしい。これは当然ではないでしょうか。

私は、請願第6号の趣旨説明をさせていただきました。どうぞ、議員の皆さんの慎重な御審議、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 趣旨説明は終わりました。森田議員、御苦労さまでした。

次に、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。陳述の際は、最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるようよろしくお願いいたします。

それでは、請願第6号について口頭陳述を聴取いたします。浦野さん、前へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 おはようございます。私は、神戸市東灘区で子育てをしている浦野朝美と申します。よろしくお願いいたします。

神戸市議会議員の皆様、日頃より神戸市の教育をよりよくするために動いていただき、ありがとうございます。

私は、神戸市小学校の牛乳選択制を求める会の一員として、教育委員会さんへのヒアリングや署名活動、ほかの自治体の取組を学ぶなどしてまいりました。

現在小学校では、何らかの理由で牛乳を停止したい児童に対し、担任の先生などに個別に対応していただいておりますが、選択制にしない限り柔軟に対応するのが難しいと思うに至りました。その理由としましては、請願書にも記載しましたとおり、アレルギー以外の理由で牛乳を停止したいと申し出ることに對する児童や保護者の心理的ハードルが高いことにあります。

先生方も、牛乳は体によいという観点から、一口だけでも飲んでみようと指導されることがあり、もったいないと思うけれども、一口だけ飲んであとは廃棄ということがあるようです。また、牛乳を停止するまでの保護者や先生方の対応時間や負担が大きいという現状もございます。先生方は、保護者の申告や相談に対して一生懸命対応してくださっているからこそ、個別の対応

に時間や労力がかかってしまっております。食品ロスの点から、選択制には大きな意義があると考えております。

東京都多摩市では、2023年9月から飲用牛乳選択届の提出によって、牛乳選択制が実施されております。多摩市給食センターの調査によると、2020年6月から2021年1月までの多摩市立小・中学校での牛乳廃棄量は11万5,000本で、これは牛乳アレルギーの生徒以外に提供された本数のおよそ8%に当たるそうです。

選択制導入後の廃棄量の変化を伺ったところ、2022年度の廃棄率が10.9%であったのに対し、導入後、2023年度は6.1%に減少したとのことでした。ちなみに、多摩市の小・中学校で停止届を提出している児童の割合は、3%程度だそうです。

神戸市の牛乳廃棄量がどのくらいなのか、教育委員会さんに問い合わせしてみました。しかし神戸市では、残念ながら廃棄量の調査を行っていないということでした。

一方、神戸市中学校では既に牛乳が希望制となっており、牛乳選択対応の希望調査の用紙を提出することで、牛乳の停止をすることができます。実際に2割程度の生徒さんが、牛乳停止の選択をしているということです。1枚ものの希望調査の用紙に、牛乳を飲みません・飲みますに丸をつけて提出することで選択することができます。特に冬場などは牛乳の廃棄量が増えがちだということですが、学期ごとに飲む・飲まないをフレキシブルに選択できると伺いました。ぜひ、小学校でも同じような選択制を導入していただきたいと思います。

現在、アレルギーや宗教上の理由以外の理由、例えば持続可能な社会を目指し環境負荷を考え、牛乳や乳製品の摂取をやめている人、生き物の命を搾取せずほかの食べ物から栄養を取るビーガンの人、牛乳は体によくないという研究結果による考えを取り入れている方等々で、学校側に中止の要望を出せていない児童が残してしまったり、体質に合わなかったり、牛乳をほとんど飲めない児童による廃棄があると伺いました。

選択制にすることで、そのような理由による廃棄は限りなくゼロに近づけることが可能であると考えます。選択制にすることで、児童も保護者も教師もそれぞれがそれぞれの立場で、精神的・身体的負担が軽減され、多様性も尊重される環境になると考えます。

これらのことから、以下の事柄についてお願いいたします。

神戸市小学校での学校給食の牛乳を選択制にしてください。

また、飲むことによる体調不良、乳糖不耐症、下痢、腹痛等や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童・生徒が、停止届を出すことで停止できるようにしてください。

なお、今回、神戸市小学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する署名を集めました。合わせて630筆の署名が集まりました。そちらは本日教育委員会の方に提出いたしました。

牛乳選択制に賛同していただいた630人の方の思いも乗せて、本日の陳述とさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（さとうまちこ） どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第128号について口頭陳述を聴取いたします。

千葉さん、前へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 中央区神戸市教職員組合の千葉と申します。

神戸市会の皆様におかれましては、教育諸条件の整備並びに拡充に向け、御理解と御協力をいただいておりますことに深く感謝いたします。また、神戸市教委におかれましても、日頃より神

戸市の子供たちのため、そして教職員のために具体的な施策に取り組んでいただいていることに心より敬意を表します。いつもありがとうございます。

さて、神戸市教育委員会は、子供が主役のこれからの学びを進めていくために、今年度より学びの推進課を設置し、事務局と学校園が一丸となって歩みを進めようとしています。

私は昨年度、加賀市や熊本市に行き、子供に委ねる主体的な教育の実践を見てきました。子供たちが自ら課題を設定し、協働的に学び合う姿に感動しました。チャイムが鳴っても自分が納得するまで学びを止めない姿が、とても印象に残っています。私自身、このような教育を実践したいと強く思いましたので、神戸市教育委員会の方針に賛同しています。

この、子供が主役のこれからの学びを推進していくためにも、今回の陳情に係る、次に挙げる3つの事柄を実現させる必要があると思っています。

1つ目は、加配教員の増員や少数職種の配置改善を含む教職員定数の見直しです。

学校で働く教職員は、児童・生徒が登校している時間は授業をし——いえ、授業だけではありません——休憩時間もないまま昼食指導をしますし、休み時間もカウンセリングや生活指導をするなど、常に児童・生徒が安心・安全に過ごせるように気を配らなければいけません。下校してからは、会議や打合せ、家庭訪問、ほかにも多岐にわたる業務があり、本来すべき教材研究の時間はなかなかつくれません。また、学校は毎日ぎりぎりの人数で運営していますので、誰かが休んだら崩れてしまうのではないかというプレッシャーと闘いながら日々過ごしています。

もし教員や事務職員の数が増えれば、1人当たりの授業持ちこま数や業務の量は減ります。さらに、GIGA端末の管理など、必ずしも教員が担う必要のない業務に外部人材をつけることができれば、教員が本来すべき教材研究に費やす時間を生み出すことができます。その上、学校の運営に人的余裕が生まれると学校外での研修にも参加しやすくなり、学ぶ場を増やすことができます。教員にゆとりが生まれ、教師自らが学びを楽しむことができるようになると、自然と子供たちにも学ぶ楽しさが伝わっていくと思っています。

2つ目は、学級編制標準の引下げです。

今年度、小学校が全学年35人学級となり、来年度から中学校も順次35人に引き下げられます。しかし、35人という標準が本当に適切なのでしょうか。

熊本で視察した教室は、小学校5・6年の複式学級で10名ほどの教室でした。授業中に担任の先生は、子供たち1人1人と対話しながら学習の進捗を見取り、子供たちの学びを支援していました。主体的な学びを進めるためには、このような形成評価が重要です。

そして、それを実践しようと思えば、10人とは言いませんが、35人では多過ぎます。もし標準学級編制基準を下回る少人数学級が実現されれば、児童・生徒1人当たりに関われる時間が増え、よりきめ細やかな教育が実現できます。

3つ目は、学習指導要領の内容の精選を行い、子供たちや教員の負担を軽減することです。

2017年の学習指導要領の改訂で、外国語教育の強化、プログラミング教育、道徳の教科化など新しい教育内容が数多く盛り込まれました。さらに金融教育、AI教育など、新しい〇〇教育は増えていく一方です。

限られた授業時数にたくさんの内容を詰め込まれているので、子供も教員も日々の授業に追われ、疲弊しています。子供たちの自ら学ぶ意欲を育むためには、教え込む内容を減らして、自由に選ぶ学びへ転換していく必要があると思います。

以上、これらを実現するためには、国や自治体がしっかり教育に予算をつける必要があると思

っています。市教委や各学校の工夫でどうにかなる域を超えています。OECD加盟国で公的支出の教育費割合が3番目に低いというこの状況を打破し、子供たちの豊かな学びを保障できる理想的な教育現場になるよう、以下、7つの項目につきまして、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。ありがとうございました。

○委員長（さとうまちこ） どうも御苦労さまでした。

以上で、口頭陳述は終わりました。

それでは、議案1件、請願1件、陳情1件及び報告事項2件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

○竹森教育委員会事務局長 よろしくお願ひします。それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、議案1件、請願1件、陳情1件、報告2件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、第51号議案につきまして御説明申し上げますので、委員会資料の1ページを御覧ください。

本件は、北学校給食共同調理場の棚回転式食器消毒保管機を、計画更新により買い入れようとするものでございます。

買入れ価格は1億2,496万円で、株式会社アイホー神戸営業所と仮契約中でございます。

2ページ、3ページは、調達概要及び一般競争入札の結果でございます。

続きまして、請願第6号神戸市小学校の学校給食における牛乳の選択制導入を求める請願について御説明申し上げますので、お手元の請願文書表を御覧ください。

請願項目1及び2についてでございますが、国の学校給食摂取基準により、学校給食における望ましい栄養素の摂取量の基準が定められており、そのうちカルシウムについては吸収率が高く、安定的に入手しやすい牛乳を飲むことが最も効率的であり、成長期の児童・生徒の心身の健全な発達のため、基本的には学校給食における牛乳の飲用は推奨すべきものと考えております。

本市の小学校において、アレルギーのために牛乳を飲むことができない児童については、国の指針に基づき医師の診断による学校生活管理指導表を提出いただき、牛乳の提供を中止しております。

また、乳糖不耐症などアレルギー以外の理由で牛乳を飲めない児童については、保護者からの相談を受けて状況を確認した上で牛乳の提供中止の手続きを行っており、個々の状況に柔軟に対応しております。

中学校においても、基本的には牛乳の飲用は推奨すべきものと考えておりますが、中学生は小学生に比べると意思がよりはっきりすることから、飲み残しによる食品ロスが多くなる傾向にあり、SDGs推進等の観点を踏まえ、令和2年度より牛乳選択制を導入しております。

本市としましては、今後とも食育推進の観点から、栄養バランスのよい食事を取ることの大切さについて発信し、家庭とも連携を図りながら児童・生徒の望ましい食習慣の形成に努めるとともに、給食に関して御不安などがある場合は、引き続き丁寧に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、陳情第128号子供の豊かな学びと育ちを保障するための2026年度政府予算編成を要する意見書提出を求める陳情について御説明申し上げますので、お手元の陳情文書表を御覧ください。

本陳情は、各項目について、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出

することを求めるものでございます。

項目1から5についてでございますが、義務教育に係る教職員の人件費負担は国の責任の下適切に財政措置されるべきものであり、本市における各学校の教職員は、原則として国から配当される定数に基づいて配置しております。

令和7年度には小学校全学年で35人学級を実施しているところでございますが、さらなる少人数学級編制の実現をはじめ、きめ細かな指導体制を構築し安定的な学校運営体制を確保するため、加配定数を含めた教職員定数の改善について、国に対して引き続き強く要望してまいります。

項目6につきましては、働き方改革の実効性を担保するためにも、国において必要な予算措置を講じることが不可欠であると考えております。特に教員業務支援員、スクールサポートスタッフをはじめとした外部人材の配置拡充には国の財政支援の拡充が必要であり、引き続き国の動向を注視しながら、事務局と学校園が一体となった取組を進めてまいります。

項目7につきましては、現在、国において次期学習指導要領の改訂に向け、教員の負担感が生じにくい教育課程の在り方や適切な年間授業時数などについて議論されております。

本市では、教育課程編成の工夫や学校の業務と活動の見直しに取り組み、各校の学習活動や事前準備等の時間の確保を図っております。今後も国の動向を注視するとともに、各校における計画的な教育活動を支援してまいります。

続きまして、報告、令和8年度国家予算に対する提案・要望につきまして御説明申し上げますので、委員会資料の5ページを御覧ください。

まず、重点項目でございますが、6－1. 国土強靱化による安全・安心の確保として、国土強靱化施策の推進に対する財政支援の継続を要望しております。

次に、7－1. 子育て環境の充実として、学校給食費の無償化に係る財政支援を要望しております。

6ページを御覧ください。7－2. 教育環境の充実として、教職員定数の計画的な改善、学校施設の環境改善に対する財政支援の拡充、GIGAスクール構想のさらなる推進に対する財政支援の拡充、7ページに参りまして、不登校児童・生徒への支援・推進事業に対する財政支援の拡充、部活動の地域移行に対する財政支援、教員等の参画及び生徒の大会参加に向けた制度の柔軟な運用を要望しております。

8ページを御覧ください。その他項目でございますが、4. 子育て・教育環境の充実として、就学援助に対する財政支援の拡充、補習等のための指導員等派遣事業に対する財政支援の拡充を要望しております。

続きまして、報告、工事請負契約の締結について御説明申し上げますので、委員会資料の9ページを御覧ください。

教育委員会における2億5,000万円以上5億円未満の工事請負契約について、令和7年3月1日から令和7年3月31日までの期間における該当契約は、つつじが丘小学校大規模改修ほか工事のほか、10ページにかけて記載しております8件でございます。

以上、議案1件、請願1件、陳情1件、報告2件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（さとうまちこ） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより、順次質疑を行います。

それでは、第51号議案について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 次に、請願第6号について御質疑はございませんか。

○委員（西 ただす） 質疑させていただきます。

まず、先ほど陳述の中でもありましたけれども、600を超えるという署名が集まって、これ、お聞きしていたら非常に短い期間で集まったということで、やはり市の今の牛乳への対応というのでは問題がある、少なくとも不十分だという声がかなりあるのかなというふうに思うんですけど、それについての見解をお聞きしたいと思います。

○藤井教育委員会事務局副局長 現在、牛乳の選択制、牛乳の喫食につきまして、カルシウムの摂取につきましては牛乳を飲むことが最も効率的でありまして、成長期における児童・生徒の健全な発達のためにも、基本的には学校給食における牛乳の飲用は推奨されるべきものというふうに考えております。

一方で、おうちのほうではあまり飲まれないので学校で飲む習慣をつけてほしいとかいった保護者の意見もあるのも事実でございます。牛乳も含めた様々な食品をバランスよく摂取する習慣を身につけることが重要であると考えております。

一方で、手続のほうにつきましては、請願の御説明のほうにもありましたけれども、一定必要ということの手続を踏ませていただいているつもりでございます。その中で、一定保護者様からの説明が要るとか、子供の気持ちをどう捉えるのかというようなところについては、今後も引き続き丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員（西 ただす） 引き続き丁寧にということですが、今のことで言うと、やっぱり習慣をつけてほしいという声というのは聞くんだということなんだけど、逆に言えば、飲むことでの問題があるんじゃないかなというふうな方の声は聞く姿勢が足りないというところが、この600を超える、短期間でも署名が集まったのかなというふうに思います。

中学校のほうでのことと併せて聞くんですけれども、選択制では以前はなかったわけですが、1つは、それがいつから選択制になったのかということと、あと、それが実施されたというのは、やっぱり体調的に飲めない、飲むことに抵抗があるという生徒が一定数いたからだと思うんですけど、それについてはいかがでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 中学校の牛乳選択制の導入につきましては、先ほど当局の考え方の中でも触れさせていただきましたが、令和2年度から導入しているところでございます。

請願の御説明の中にもそこに至った経緯、若干御説明もありましたけれども、一方でやはり、当局の説明でも触れさせていただきましたけれども、中学校になりますとなかなか生徒さんの御意思が強いと、はっきりしてくるというようなことが出てまいります。

そこでもって、SDGsの観点も触れさせていただきましたが、そこで意思が強い、はっきりされることによって、牛乳を――先ほどの説明にもありましたが、少しでも飲んでみようということでもなくパックのまま廃棄をされてしまうということが問題ではなかろうかということも踏まえまして、選択制を導入したということになってまいります。

○委員（西 ただす） 何か、先ほどから私はそれがちょっと気になっているんです。中学生は意思が強いというのは、やっぱり――だから途中で飲むのをやめるから廃棄が出るというお話なんだけど、逆に言えば、それは小学生は意思が弱いからというか、それは逆に言えば、選ぶということ自身を考えるということではなくて、何かむしろ流されているのかという話になっちゃうわけですね。

本当であれば、それは拒みたいと思っても意思が強く発揮できないからということがあるのではないかなというふうに思うんですが、そこについてはいかがお考えですか。

- 藤井教育委員会事務局副局長 意思がはっきりしてくるものの反対が意思がないというようなことではなくて、その意思を外に出す、そこに至るまでの過程が1つあるのかなというふうに考えます。

中学生になりまして、一定自分の中で考えをしっかりとって発信するということに比べまして、小学生につきましては、親からの一定の牛乳の必要性の説明を受けたり、学校で食育の中で聞くお話、それからお友達との関係性、様々意思形成に至るプロセスがあると思うんですけども、そこに小学生の学齢であれば必要であろうというプロセスを踏んで、この小学生の選択制の導入の有無についての違いが出てきているのではないかなというふうに考えてございます。

- 委員（西 ただす） プロセスというのもあるとは思いますが、それが例えば小学校1年生から6年生の間ずっと一緒なのかということもあると思いますし、やはり気になっているのは、その意思という言い方ですね。意見の尊重という観点というところからちょっと気になるなというふうに思いました。

今回の数字でいろいろ出てきているのですが、小学校で飲んでいない子供は2%程度で、それで中学生だと2割台で、2割後半というようないところもあるということで10倍以上の差が出ているのですが、やはりこれは個人の嗜好だけでこれだけの差が出ているというふうには思えないんですけど、ちょっとこの差が出てくるのは、一体どういうふうに思っているんですか。

- 藤井教育委員会事務局副局長 率直に、選択制を導入しているから率が高いというのは1つあると思います。一方で、では小学生も選択制を導入して、しっかり子供さんの意見を尊重して、飲まないという——選択制を導入するという考え方もあるかもしれませんが、そこは私の答弁の最初で申し上げたとおり、やはり1日の食事の中で摂取する栄養素、摂取が求められる栄養素をしっかり考えると、お昼の給食でもって牛乳を摂取し、カルシウムをしっかり取るというようなことが必要ではなかろうかというふうに考えてございます。

- 委員（西 ただす） 私は、やっぱりその個人の嗜好という問題と、飲む・飲めない、飲むことに抵抗があるというのはまた別の問題かとは思っているのですが、やはり小学生の中でも、嗜好以外の理由で、本来は飲みたくないのに我慢しているという生徒が多く存在する可能性があるんじゃないかなというふうに思っております。

今回、御説明の中でもありましたけれども、教育委員会では、小学校入学時と中学校入学時に学校給食食物アレルギー対応の希望調査についてというのを提出をお願いしていると思うんですけども、そこで中学校にだけ牛乳選択対応の欄があって、牛乳の中止の選択があります。

しかし小学校にはないのが大きな違いだと思うんですけども、この間、教育委員会のほうとお話ししておりますと、どちらにもアレルギーにかかわらずという文言が入っているので、牛乳を飲めない、飲みたくない理由がある生徒は申し出ることができるというふうに言っているのですが、実際にそれだけで捕捉し切れているのかというところが非常に疑問なわけなんです。

ちなみにこの文言——アレルギーにかかわらずというのは、一体いつからついているのでしょうか。

- 竹森教育委員会事務局 令和6年度途中からでございます。

- 委員（西 ただす） 令和6年度の初めでもなく、途中ということですね。

やっぱり小学校1年生で入学してきたときということで、この希望調査を取っているんですけども、令和6年度途中ですから、それ以前に入学した、今3年生以降の生徒・保護者には、この情報は届いていないというふうになっていると思うんですね。

だからこのことが——届いていないということ自身は、だから3年生・4年生・5年生・6年生には届いていないと分かっているわけなんですけど、改めて、アレルギーにかかわらずの文言が入った文書を配布する、あるいはすぐ一冊などを使って見られるようにするということはすぐできるし、行くべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 その記載がありましたのは令和6年度からということで、実際にこれを配布しましたのは令和7年度からというふうになってございます。

一方、この通知文以外に、そういうアレルギーの確認、それからアレルギー以外で牛乳を選択しないでおこうかなというふうに発信する場面があるかと考えれば、1つありますのが、年度ごとに保健の調査票というのを書いていただく機会がございます。

たしかそれぞれの学年欄がありまして、同じであっても、自分が例えば3年生に進級したら、3年生の欄には今年該当するところがあるのかなということで確認をしていただくようなことになろうかと思しますので、そこでアレルギーに関すること、それからアレルギー以外のことも含めて相談がいただける、そんなきっかけの1つになるのではないかなというふうに考えてございます。

○委員（西 ただす） それは多分、生活全般のことだと思うので、それが例えば食べるということと自身というところにフォーカスしたものではないんですかね。

○藤井教育委員会事務局副局長 そうでございます。

○委員（西 ただす） やっぱり、少し広げて言いますと、牛乳だけの話ではないと思うんですけども、この間、例えば一気にナッツ類がアレルギーの原因だということでも注目されていて、私はこれ、実は最近まで知らなかったわけです。そこまでぐっと、アレルゲンの第2位ぐらいにまでなっているんですけど、やっぱり食に関する見解は急に状況が変わってきているというふうに思いますし、そうした中で教育委員会としても、最新の知見の中で、口に入れるものに関しては特に家庭とのやり取りを丁寧にしていくという姿勢があると思うんですね。

先ほど聞いたとおり、保健の健康調査票というものはやはり一般的で、給食というものを想定して記入するとは限らないし、アレルギーにかかわらずといった一文を書いた文書を配るということの、その必要性を拒むということにはならないと思うんですね。

むしろ丁寧に食に対する問題について話し合いができる機会ということを確保する——食育という観点から言ったら、やっぱり新たにこういうふうアレルギーについても考えていますから、もう1度お聞きしますというのを出すべきだと思うんですが、いかがですか。

○藤井教育委員会事務局副局長 単独でそれを確認をするというようなことは、現時点では考えてございません。ただし、先ほどから出ています食育とかSDGsの観点といいますのは、必ずしもその学校給食、給食の場面だけで触れるべきものではなくて、学校教育全体で食育については触れていく必要があるかというふうに考えてございます。

となれば、必ずしもその牛乳という例えばキーワードが出てくるのが給食の時間だけかという、そうではないというふうに考えていますので、様々な機会を捉えて、そういうアレルギーに関する、それから栄養の摂取の仕方とか、そういった中で牛乳に対する関心を持っていただくような場面を持つようなことも考えられないかということで、検討していきたいというふうに

思います。

○委員（西 ただす） 牛乳というキーワードということですが、やっぱり1つは、今回請願を出された方々が署名を集めてみたら関心が高かったということであれば、やはりそれはもう少し丁寧に聞いていくというのは、たくさんの署名をいただいた教育委員会としての姿勢だというふうに思うんですね。それについて、ちょっと改めていかがでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 今朝、600筆以上の署名をいただいたということで、それは事実でございます。今日のこのような場で、請願という形で牛乳を取り上げて議論させていただくということは、必要であったというふうに認識をしております。

一方で現在のこの確認の手法ですが、しっかり保護者から紙に書いたものをいただいて、それをきっかけに子供の状態であるとか親御さんの気持ちなんかも確認しながら、学校現場で飲むべきか飲まないべきかということを判断をさせていただいています。

そう考えれば、請願の中でも御説明のあった、全く牛乳を飲み続けなければならないという状況にはないのかなと——選択制に近いような状態になっているのではないかなというふうに考えてございます。

一方で、今日この議論を踏まえまして、改めて文書にして何かを保護者様のほうにお送りをするということは今時点では考えておりませんが、先ほど御説明のあったすぐーとか——すぐーはどうしても保護者の携帯のほうに届いてしまいますと、子供にその関心が及ばないというようなこともあろうかと思しますので、どのような形でこの件に触れるか、それからどのような手法を使うかということについては、内部で検討を進める必要があるというふうに考えてございます。

○委員（西 ただす） ぜひ検討してください。

ちょっと視点を変えます。次に、小学校で現在牛乳を飲んでいないというところの範囲についてお聞きしたいんですけど、現在、神戸市の牛乳を飲まない子供の区分けでいうと、まず、当然アレルギーの問題があります。当然これは飲ませてはいけない子供たちですが、次に宗教上の理由などを挙げていると思うんですけど、宗教上の理由などというような書き方なんですけど、その、などという中の比率というか、それぞれについてちょっと教えていただきたいんですが。

○藤井教育委員会事務局副局長 今、比率は手元にはございませんが、令和6年度に牛乳を飲まないというふうに手続をさせていただいている児童が1,038人おられます。そのうち、アレルギーが543人です。

ですので、それ以外が宗教等のほかの理由に当てはまりますので、おおよそ半分弱の方が、アレルギー以外の要因で牛乳を飲まれていないということになってございます。

○委員（西 ただす） ちょっとお聞きしたら、割とその宗教上というよりも、1つは乳糖不耐症の生徒の比率が多くて、それが一番多いというふうに思うんですけど、それはいかがでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 事実でございます。

○委員（西 ただす） 乳糖不耐症の影響で、本来は飲むことが困難、つらいという生徒は当然いるわけですね。私が思うのは、急に中学校1年生の4月を境にそれがぐっと大きく増えるということはないと思うんですけど、それについてはいかがですか。

○藤井教育委員会事務局副局長 今の1,038名の内訳につきましては先ほど申し上げましたけれども、小学校6年生と中学1年生の差については今手元にはございませんので、どういう理由で増え

るかかどうかというのは、ちょっと検証が要るかと思います。

○委員（西 ただす） ぜひ検証もしていただくということによろしいですか。

○藤井教育委員会事務局副局長 どのように数値を集めるかということから、ちょっと検討に入っ
ていかざるを得ないのかなというふうに思っています。

○委員（西 ただす） やっぱ、当然宗教上の理由の方が飲めないというのはそう、そして乳糖
不耐症というのが、やっぱり1つ今キーワードにも、これまたなってきたというふうに思う
んですね。

栄養価を確保する上では牛乳を飲んでほしいというのが教育委員会の願いというのは理解する
んですけど、やっぱり現在の仕組みでは十分声が上げられないという状況がある。ここにもこれ
だけの差が出る原因があるのではないかなと思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 学校現場で学校生活を送っていただく、それから学校現場を預か
る立場からしますと、1,038のうちの半分がアレルギーなんですけど、それ以外のお声を拾えてい
るというのも1つ評価すべき点ではないかなというふうに考えています。アレルギー以外の理由
で牛乳を飲まないという選択が、現状でも取れているという評価もあるのではないかなというふう
に考えてございます。

○委員（西 ただす） 拾えていたら、それぞれが一体どれぐらいの比率かというのは今答えてい
ただけるかなと思うので、ちょっとどうかなと思う答弁だと私は思います。

もうまとめていきますけど、先日、私、第一学校給食センターの視察に行きまして、10年以上
前から中学校給食を求めてきた市民の皆さんと一緒にしてきました。

センターでは参加者から、よりたくさんの署名を集めて、中学校の給食実施後も——詳しくは
もう触れませんが——何度もデリバリーランチ方式では駄目だという声を上げてきて、それで
保護者や子供の声を聞くべきだと言ってきて、前進してきたかなという声はあったんです。

しかし、やっぱり教育委員会が食育を掲げながら、なかなか当事者の声を聞かなかったことで、
かなり私は遠回りになってきていると思いますし、まだその思いに答え切れているとは思って
いません。食育という観点も、もっと丁寧に保護者や子供たちの思いに耳を傾け、そして話がしや
すい環境をつくることだというふうに思います。

今回、短期間で600を超える署名が集まってきた。ぜひ、その重荷というのを感じていただい
て実施を——この請願者の思いに答えていっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○委員（前田あきら） すみません、重複を避けて何点か聞きたいと思うんですけど、いろいろ先
ほど御答弁を聞いていますと、であるならば、小学校の給食で中学校のように選択制といいま
すか、今中学校でやっている紙のようにすることに、何かデメリットが生じるのでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 今と手続が大きく変わるということはないかなというふうに思っ
ています。

といいますのも、先ほど最後のほうで申し上げましたとおり、現状でもアレルギー以外の方の
牛乳を飲まないという選択が拾えている、牛乳を飲まない状態がきっちり完成しているというふ
うに考えれば、しっかり今の状況でも牛乳を飲まないという選択ができているというふうに考え
ておりまして、委員御指摘の、何かデメリットがあるというようなことではございません。

○委員（前田あきら） だったら、やったらいいんじゃないですか。もう今のやり方で聞き取れて

いるというのだったら、もう小学校も中学校と同じように下を書く欄ですればいいし、小学校と中学校で別の用紙を課で検討して、令和6年度もわざわざ改正してやるのであれば、同じようにやったらいいんじゃないですか。

そういう希望があって、それでも問題ないし選択ができるとおっしゃるんだったら、それでやったらいいんじゃないですか。何か断る理由はありますか。

○竹森教育委員会事務局長 るるやり取りがございましたけれども、まず、このカルシウムの摂取に当たっては牛乳を飲むことが最も効率的ですので、基本的には、学校給食で牛乳の飲用は推奨すべきということについては、これ、皆さん異論はないと思います。

アレルギーの話がありましたけど、アレルギーのために牛乳を飲むことができない児童につきましては、これは国が考え方を示しておりまして、国の指針に基づいて必要な手続を行って牛乳の提供を中止していると——これはどこの自治体も同じかと思います。

それに加えて神戸市では、中学校は当然もう選択制、はっきりした選択制を入れておりますし、小学校ではこの乳糖不耐症の方がやっぱりおられますので、そういったアレルギー以外の理由で牛乳を飲めない児童について、これは他都市でできているところもあるかと思いますが、神戸市は国に特に指針が示されていないのに、保護者から相談を受けて状況を確認した上で牛乳中止の手続を行ってございまして、既に個人の状況に柔軟に、一定程度対応している状況でございます。

ただ、先ほど御指摘ございましたように、周知についてはまだ十分ではないのではないかと思います。御指摘をいただきましたので、そのあたりについてはどのようなことを工夫できるのか、そういったことをこれから考えてまいりたいと思ってございます。

どうしても中学校と小学校を比べてしまいますけれども、これもるるやり取りがございましたけれども、中学生の場合、頼んでいても、もうそのまま飲みたくないから飲まないという生徒が一定ございました。そうなりますとその牛乳を処分することになるんですけれども、結構大量の牛乳パックを先生が流しているというような、それを環境教育、SDGs教育をやっていく中でそういうことがいいのかということもございまして、令和2年度から、私どもは牛乳選択制に踏み切っております。

小学生なんですけれども、小学生はやはり一定好き嫌いで飲まない、飲みたくない子もいると思います。ただ、やっぱり子供が小さいうちは、皆さんもそうだと思いますけど、好き嫌いって変わりますよね。別に押しつけというわけではなくて、ちょっと嫌いやけど友達が飲んでるのを見て飲んでみようかなということで飲んでみて、それからだんだん飲めるようになってくる子も、実際にいることはいます。

ですので、そういったことをトータルで考えますと、今の形で一旦続けさせていただいて、ただ周知のほうは工夫をさせていただきたいと、そのように考えてございます。

○委員（前田あきら） 中学校のように選択の丸を入れるようにつくって、それをきっかけに周知したほうが、保護者としてはインパクトがあるかなというふうには思うんですけれどもね。

周知するのであれば、先ほどおっしゃったように成長によって変わってくるということですから、やっぱりいわゆる学校当初だけではなくて学年当初ですとか、当然、途中でも選択を変えるということがやっぱりあり得ると思うんですよ。

実際、牛乳の残食率といっても、やっぱり夏と冬場って違うじゃないですか。冬場に冷たい牛乳を飲むと普通の子でもちょっとおなかを下すケースが増えると思うので、冬場だけ例えば止め

るとかいうことも、当然想定されるべきだと思うんです。

そういうふうに柔軟に周知して柔軟に対応していただけるというのであれば、そういうことも含めてちょっと、学校始めだけじゃなくて、学年ごととか学期ごとに周知を図って、同時に、おっしゃっていたように、最大の狙いは保護者の方からそういう御相談を受けて、学校側が相談できるためにこうしているんでしょう。それが目的なんでしょう。

だったら学校始めではなくて、やっぱり回数を増やすと——保護者の方にそういう機会、触れるような機会を見ていただくと。学年始めに十把一からげの健康調査票を出しているからそこで相談してくださいというのでは、やっぱりハードルが高いんじゃないですかというのが保護者のお気持ちなので、学校の先生は多忙で頑張っているというのも保護者の方が分かっているというので、なかなかこの問題——ほんまは子供の健康を思ったら相談したいけれども、でも先生がすごく多忙で大変になっているので、こんなことを相談して手を止めるのは申し訳ないから、選択制にしてくれたら無理にそんな相談をしなくても気軽にできるのにねというのがこの請願の願意の1つでもあるので、そういうことも含めて、ちょっと検討はいただけないものではないかな。

○竹森教育委員会事務局長 何度も申し上げておりますように、基本的には、やっぱり牛乳の飲用は推奨すべきもの——このスタンスは私ども、これは学校給食に関わる者として崩せないものと認識してございますし、皆さん方も同じ思いだと思います。

その中で、やっぱり一定、当然飲めない方への対応については、先ほども申し上げました乳糖不耐症ですとか、この点の対応については私ども、これまでもやってきているところでございまして、周知が不十分ということにつきましては、ここは何らかの工夫はしていきたいと思っております。

ただ先ほど——これは語弊があるかもしれませんが——好き嫌いを理由にそれだけで牛乳をやめてしまうということについては、私どももやっぱり、これカルシウムはもう皆さん御存じのとおり、小学生、中学生、子供のうちに摂取するのがとにかく大事だということを言われています。それが将来、言いましたら、70、80を超えてから、骨の部分ですとかそういったところに影響があるということを言われていますので、やはりそこは私ども、将来的なことも踏まえましてしっかりと責任を果たしていく必要があると思っておりますので、その点については御理解いただければと思います。

○委員（前田あきら） いや、ごめんなさい、何か偏食で牛乳をやめたいというふうに言っているわけでは——それはもう丁寧に言葉を選ばれて御答弁されているのでお気持ちは分かるんですけども——実際いらっしゃると。教育委員会が令和6年に調べているのに対しては、1,038が牛乳の除去理由で、543の方がアレルギー、これは52%で、残りの48%がそれ以外の理由だと。

それは例えば乳糖不耐症が366件・35%、その他が119件・11%で、宗教上の理由というのは10件で1%程度というふうにはお聞きしているので、そういう状況があるし、教育委員会としては、今まで学校現場と保護者の信頼関係の下、こういうことも含めて捕捉しているんだというふうにおっしゃっているのですから、それをやっぱり丁寧に徹底する上で周知の仕方も改善していただくし、何か紙をマル・バツに変えたら、急に小学生のいわゆる偏食理由で牛乳を選ばない人が、雪崩を打って何かこう変わるんだということをちょっと御心配になられているのかもしれないんですけど、今日請願者が御提示されている多摩市の例で言えば、そんなに急激にやめた方は増えていらっしゃらないですよ、3%しか増えていないわけですから。今の中学校みたいに20%になったんですという報告ではないと思うんですよ。

その辺は、やっぱり子供さんとその保護者の対話や、今学校現場がやっている、牛乳は大切なんですよということを理解いただいている保護者はやはり多数いらっしゃるということをちょっと信頼していただいて、その上でしっかり牛乳については、現状から言ったら外すべきだというふうに思ったときについては、柔軟に機敏に対応していただけるようなシステムというのをしっかり構築をしていただきたいというふうに思います。

中学校のほうは、かつて残ったやつが多かったということなんですけれども、小学校で何か調べられた事例があるんでしょうか。

- 藤井教育委員会事務局副局長 小学校は飲み残しの調査というのを全体でやっているわけではございませんでして、給食の献立であるとか食に関する指導の資料とするために、定期的に給食の残食調査というのをやっているんですけれども、具体的には毎年6月と11月に調査をしてございます。

そこで、直近では令和6年度の6月に牛乳の残りの本数の割合を出しているのですが、1.5%で、委員のほうからも、これまで御説明もありました冬場という話もありましたが、11月にとりますと2.1%ということでございます。

- 委員（前田あきら） 2.1%ということですね。ですので、残食が多いというわけではないということでしたら、だったら、やっぱり今おっしゃっているように、ほかの方は今飲んでいる方が基本、大半なんだから、その中でも残す方が——当然その日にお休みの方もいらっしゃるし、その取ったタイミングによっていろいろ変わるかもしれないんですけど、そういうふうな教育が行き届いているのであれば、あとはやっぱりどれだけ保護者の方が移行によって、実質選択制になるような制度というのをしっかり担保していくということが大事だと思うので、その辺はしっかり対応していただくということが大事なので、僕はもう紙を中学校のように変えても、急に雪崩を打ってカルシウム不足の小学生が一気に増えるとは私は思わないので、同時にSDGsの観点からもそこを減らしていこうという発信をするのも大事じゃないですか。

藤井さんは観光局から来られているからよく分かっていると思うんですけど、やっぱりそういうメッセージを発信する上でも、こういうことを取ってやっているのですよということを発信する上でも、書式も含めてちょっと見直していただきたいなというふうにして、給食を選べない児童に対しては実質選択制になるような、大きな見直しをしていただきたいことを要望して終わります。

- 委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

- 委員（植中雅子） 今のお話ですけど、日本人はやっぱり豊かになったんだなと実感しました。戦後の中で、先達たちはみんな脱脂粉乳で大きくなって、今日まで持ってこられた、栄養のバランスを取らせていただいたわけです。

今、好き嫌いとかそういうところじゃなくて、食品ロスという観点から見ると、残された牛乳に保冷剤をつけて持って帰っていただくとか、要はもう捨てない工夫をされるというのも1つの手かなと思います。

確かにアレルギーでありますとか、それぞれの諸事情で牛乳を飲めない方、それはもうしっかりと対応していただきまして——今もしっかり対応されていてほぼ選択制と同じぐらいになっているという話でしたけど、それはそのままやっていただくのは当然のことですが、やっぱりその食べ物のありがたさとか、それから今、小学生の体力づくりとか、そういうところに一番必要なものって、やっぱり栄養のバランスだと思うんですね。

それを保護者の皆さんが、確かに飲めないからということで選択制にしてくれという、それは分からないわけではありませんけれども、選択制にする以前に、既に個々への対応というのはしていらっしゃるということもあって、それほど詰めて言わないといけないことなのかなというのはちょっと疑問に思いました。

それで、やっぱり食品ロスの観点をちょっと考えていただくというのはどうでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 非常に大事な観点かと考えております。衛生管理上の法的な視点であるとか、それから食育、それから環境教育、様々な観点から、何らかの方法がないかということを探る必要があるかというふうに考えます。

○委員（植中雅子） ありがとうございます。本当に世界中で飢えている子供たちがたくさんいる中で、日本の子供たちがもういかに恵まれているのかということを改めて保護者の方にも認識してもらいたいなという、そういう思いをしているところです。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○委員（なんのゆうこ） すみません、食品ロスの観点から、先ほど当局から御説明ありました、6月と11月に牛乳の廃棄の量の調査をされているということなんですけれども、この数字はアレルギーですとか、その停止届を出されている方は含まれている数字なんでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 牛乳を飲まれないというふうに御登録いただいている方についてはそもそも御用意をしていないということで、ちょっと先ほどの答弁の中で説明が不十分だったかもしれませんけれども、分母にはその数字は入ってございません。ですので、実際に1.5とか2.1%と申し上げた計算式の分母にはそれが入っておりませんで、そこから差し引いた残りの本数を割合に示したものです。

となりますと、急に欠席された、それからちょっと何らかの事情で来られないというようなお子さん、どうしてもその当日に体調不良とかで飲めないというような事情が含まれた本数かというふうに考えてございます。

○委員（なんのゆうこ） ありがとうございます。

ちょっと余った牛乳を、食品ロスが減らすという観点から、よく学校で飲めるほかの子供たちにお代わりという形で飲ませている場合もあると聞くんですけど、それは本当でしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 実施しているところでございます。

○委員（なんのゆうこ） ありがとうございます。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 次に、陳情第128号について御質疑はございませんか。

○委員（西 ただす） 今回の陳情ですが、やっぱり継続的に同じ——全く同じでは当然ないですけど——趣旨で出てきているということは、問題が解決していないのではないかなというふうに思っております。

やっぱり1つキーワードかなと思っているのは、忙し過ぎる学校になっているんじゃないかなということを思っていて、そういう背景がある中で、その下で、先生方から言うたら、気持ちがあっても子供たちに豊かな学びと育ちが保障できない、それはやっぱり大きな問題だというふうに感じていらっしゃると思うんですけれども、実際に、まずは先生も子供も忙し過ぎるとい

う状況があると思うんですが、そのことについてはどう思っていますか。

○山出教育委員会事務局副局長 失礼しました。学校現場がかなり忙し過ぎるということで、教員もしくは児童・生徒の皆さんも忙し過ぎるという状況が全国的にも課題となっておりまして、神戸市といたしましても、働き方改革であるとか様々な取組を進めているところでございますので、そちらについては大きな課題と思って取り組んでいるところでございます。

○委員（西 ただす） 何回もいろいろ、この問題では陳情が同じようなものが出ているということと言いましたが、例えば昨年の議論をちょっと見ていたんですね。前田委員とのやり取りを見ていたんですけど、そのときに、やっぱり教員の多忙感が減らないということが議論になって、教育長とも議論をさせていただいておりました。そのときに教育長は、生徒や保護者の多様化が原因ではないかと言われていたんですね。

多様化はそのとおりだと思うんですけど、私はそれが理不尽なものでないのであれば、現に生徒や保護者が困っているということについてはやっぱり時間をかけていくべきだと思います。一応言っておきますと、そこには当然貧困と格差をはじめ社会的な課題が教育現場に表出しているという面がありますから、それは専門機関の関与も必要だと思うんですけど、ただ、やっぱり今のように単純に時間で学校に連絡を取れないというような負担軽減の在り方は、筋が違っているんです。

そういう前段階を言った上でですけども、最も今忙しくなっている理由の分かりやすいところというのは、やっぱり国が教員の授業負担を増やしてきたということがあるんじゃないかなというふうに思っております。

'90年代ぐらいまでは1日4コマ、週24コマというのを満たすんだという目標があって定数配置が行われてきたんですけど、それが実質的に放棄され、授業が教員増なしでどんどん増やされてきたと——それは先生が余裕がなくなるのは当たり前のことですよね。

これが長年——もう長年になっちゃったけど、続いてきたということはあるとは思いますが、現状やっぱり先生の数が足りなくなる、先生のメンタルの問題がこれだけ大きくなるということも世間的にも問題になってくるという中で言えば、根本のこのところにちょっともっと目を向けて、国に対して求めていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○竹森教育委員会事務局長 教育課程の増大といいますか、そういった観点での御質問かと思えます。

もう御指摘のとおり、これ、社会環境の変化によりまして、今いろんな課題の学習が学校に求められてきていると、そういったところはもう事実でございます。新しい教育内容がどんどん追加される一方で、既存の学習内容はそのまま維持されるということがこれまで繰り返されてきておりまして、昨年の陳情審査でも、カリキュラムオーバーロード——過積載の話が議論になったということでございます。

神戸市でも、何とかそういったところをバランスよく、適切な内容になるようにということで、これまでも教育課程の編成に当たっての工夫、そういったものを各校に示しまして取り組んでいたところでございますけれども、これはやはり本来国にしっかり考えていただくべきものと思っておりますので、そういったところで今、次期学習指導要領の改訂に向けた議論が国のほうでも行われておりますので、そういった教育課程の見直しも含めて、私どももしっかり国のほうに要望していきたいと思っております。

○委員（西 ただす） 国の考えを待っているというのでは、やっぱりちょっとまずいというふう

に思うんです。今、切羽詰まっているという、まさにそこだと思うんですね。

やはり、それはもう社会的にも一般的にも先生が大変、そして、言うたら、ちょっと子供たちも大変な状況になっているということは分かっているわけです。先ほどの陳述の中でも言われていましたけれども、やっぱりプログラムが増えて、小学校英語や道徳、金融、AIなど、どんどん増えてきて、本当に大変な状況になっているというのはあると思いますし、同時に、やっぱりそれが分かっているわけですから、これ陳情の7のところですよ。

教育課程基準に沿って設定された学校のカリキュラムについてで、7のところですよ。授業の時間と内容を過度に詰め込まれているという状況で、学習指導要領の内容の精選等を行うことということは、見ているだけでは駄目だと思うので、これを具体的に求めたりとかはしないんでしょうか。いかがでしょうか。

○**田尾教育次長** 学習内容の増大を国のほうに求めていく方法として、我々としてはやはり要望を出していくことに尽きるのかなというふうには思っております。

加えて、それを指をくわえて国が変えるのを待っているということではなくて、学校現場としてどんな工夫ができるのかというようなことは、教育委員会としてしっかりと示していきたいというふうに思っております。学習指導要領の中身——今定まっている学習指導要領の内容について、市の判断で削減していくということはできません。

ただし、例えば1つのテーマであっても様々な教科、それから学年に、例えば金融教育であれば社会科ですとか算数・数学なんかで取り扱うこともあれば家庭科で取り扱うこともあったりというようなことで、それぞれの学習内容、教科の中に定められている学習内容をいかに効果的に整理をしていくか——カリキュラムマネジメントというふうに学校現場のほうでは言うんですけれども——それをいかに効果的にしていくのかというようなことは、事務局としても学校に対していろんな形で例示をしているところでございますので、現状はもちろん国のほうにも要望をしまいいりますし、そこはもう言うまでもないことですが、学校現場でどのような工夫ができるのかということをしっかりと学校に示していきたいというふうに考えます。

○**委員（西 ただす）** ちょっと端的に言うと、時数の問題は言わないのかということなんですよ。昔の先生に比べると、今の先生が物すごく残業時間が多い——多少この間減ったとかいう声もありますけれども。

見ていてすごいなと思っていたんですけど、今日は詳しくは言いませんけど、例えば小学校で月の残業時間が1時間ちょっととか、中学校で2時間ちょっとだったという時代がやっぱりあったわけですよ。そういったときというのは、それは全部が4コマになっていたかは別ですけど、やっぱりそれぐらいの余裕があって、だからこそ教員が授業の準備をする、生徒たち1人1人に対してもっと話しかけられるという余裕もあった。

その余裕がやっぱり必要だということは、先ほどの陳述の中でもあったと思うんですけど、やっぱりその時数のところについても踏み込んで、少なくともその内容についてちょっと言えないというのはあるのかもしれないんですけど、やっぱりそこはちょっと変えていかないとたないよということはいっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○**田尾教育次長** おっしゃるように、教材研究の時間を今の学校現場では十分に確保することができていないという現状がございまして、それにつきましては文科省のほうも研究指定校を設けまして、今、次期学習指導要領の検討の中でも、いかに勤務時間の中で研究、校内の研修の時間であるとか、それから教材研究の時間をいかに確保していくのかということを研究をしてもらって、

それに対して今報告が上がってきているところです。

その1つの方法として、柔軟な教育課程の編成というようなことも例に挙がっているところでございますので、それにつきましては私たちも同様に、今後幾つかの学校でそういった先行的なことができないのかということを検討しているところでございます。

○委員（西 ただす） やはり、そこを言わないと駄目だと思うんです。というのは、柔軟なという形で済まないという状況だということが、先ほどのこの陳情の主意だというふうに思うんですよね。

今起こっている本当に大変な教育現場の状況を改善するということであれば、どんどんいろいろ加えていって忙しくなってしまう、本当は一番やりたい子供たちへの対応、1つ1つの授業の質を高めるということができない。それに関してやっぱり柔軟な——これまでも事務をちょっと減らしてとかいうのは言ってきて、それは大事だと思うんですけど、根本的にはそこはやっぱり先生の多忙感が変わっていないわけですから、やっぱりそこは時数の問題を求めているのだと思うんです。

次に、視点を変えるんですけれども、先ほどの項目の中でもありましたけれども、やっぱり教員の働き方の改善と子供たちの学びを応援するという点でいうと、やっぱり少人数学級の促進に関しては非常に大事だと思います。

陳情者も項目の4で、小・中学校のさらなる学級編制標準の引下げ等、少人数学級について検討することを求めています。市独自でも私はこれは進めるべきだと思うんですけど、これをやっぱりもっと訴えていかなければいけないと思うんですよね。

ちょっと、当然小学校の35人でいいのか、もっと減らすべきじゃないかというのが当然だというふうに思うんです。同時に、今回の国家要望を見ていると、去年は中学校等のさらなる少人数学級編制の実現と書いていたんですけど、何か中学校等というのが抜けてしまっておりまして、ヒアリングで聞いていると、1学年はやるんだからとちょっと手綱を緩めているように見えるんですけど、3学年とも早くすべきだと国に対して求めるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 国家予算要望のほうでも、本市から上げさせていただいている、さらなる少人数学級編制の実現に向けた教職員定数の計画的な改善ということで申し上げてございます。

この趣旨につきましては、おっしゃるとおり小学校も含めて、今、小学校が35人を完遂といいますか、6年生まで行ったところですけども、もちろん中学校の今後の動き、それからその小学校のこれ以上のところがさらに踏み込めないかとかも含めた上で検討しているところでございまして、中学校を軽くするといいますか、1年生が行くから3年生まで早くせなあかんことはないよというつもりは、全くございませんので。

○委員（西 ただす） やっぱり、もうずっと分かっているわけですよね。OECD諸国との比較で言うたら、生徒数と先生の数というか、1学級が20人、あるいは15人というような状況の中で、それに対してさらに踏み込んだ対応が必要ですよというところは、やっぱりどんどん言っていたらいいというふうに思います。

続きまして、今回の陳情の中でも、今起こっている学校現場での問題ということをいろいろ書いているんですけども、1つは不登校を大きくクローズアップして文書の中では書いていると思うんですけど、この間、次、多分6月4日かな。これ教育委員会議で議論されるのかなという

ふうと思うんですけども、その内容も含めて、ちょっとまだ資料をいただけなかったんですけども、どういう議論になっているのかというところと、やっぱり今出ている不登校支援の充実に向けた基本方針なんかを見ると、子供たちに寄り添う姿勢というのは書かれていて、当然いじめをなくすことや校則の改正、スクールカウンセラーの重要性とか校内サポータールーム、相談窓口というのはあるんです。

でも根本の大きなところで言うと、やっぱり近年進行した、私は過度な競争教育についての言及が全然ないなというふうに思っていて、やっぱり個々の生徒というより学校というところそのものへの忌避感に、こういうこともつながっているというふうに思うんですが、そこについてはいかがでしょうか。

- 田尾教育次長** 子供たちが学校に行きづらい状況にあるということも、不登校の大きな原因の1つであるというふうに私どもも考えております。

子供たちがやはり心理的な安全性をしっかりと感じるができる学校、そして学校に一定、そういった集団の中でしっかりと成長実感を持てる、成長実感を持つためには、やはりしっかりと理解のできる、分かる授業を学校のほうで提供していくということと、やはりいろんな活躍する場面がしっかりとあるというようなことがやはり大切なのかなというふうに思っております。

それが必ずしも不登校の人数を減らす特効薬ということではないとは思いますが、我々としてはそういったことをしっかりと目指して、教育活動を充実させていきたいというふうに考えております。

- 委員（西 ただす）** 単純にお聞きするんですけど、やっぱり不登校が急増しているというのは、全国的にも、あるいは神戸でもというのが数字としても出てきていますけれども、それはなぜ今急増しているというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

- 西川教育委員会事務局部長** 不登校の増加の要因としましては、ここ数年におけますコロナ禍の影響を受けての児童・生徒の生活リズムでありますとか、家庭環境の変化でありますとか、登校意識が低下したこと、それから児童・生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法の浸透によります保護者の学校に対する意識が変化してきたこと、また、フリースクールなどの多様な教育機会が学校以外の選択肢として広がりを見せていること、それから暴力行為等の問題行動に関する低年齢化、そのあたりが中心に考えられると分析しております。

- 委員（西 ただす）** コロナのことも言われました。フリースクールのことも言われて、当然それは影響しているというふうに思うんですね。

ただ、やっぱり根本的には不登校の問題を考えたときに、やっぱり来たくても来られなくなっている子供たちがいっぱい出ているんじゃないかというところもあると思いますし、そこで対策というところ、実際起こってから対策というのは大分書かれているんですけど、神戸市として、やっぱりそれも学びの保障や早期発見・早期対応というのは以前から言われてきていて、それでは解決はしていない、むしろ増えていっているというふうに思うんです。

この近年増えているということを言いましたけれども、やっぱり当然コロナ禍からも増えているんですけど、もう少し長いタームで見たときに増えていっているというふうに思うんですけど、それについてはいかがお考えですか。

- 西川教育委員会事務局部長** コロナの影響も、委員おっしゃるとおり非常に大きいものと考えられるんですけども、全体的に見ましても、本市の小学校で言いますと不登校児童数、国の傾向と同様に、平成29年の397名から令和5年度は1,812名ということで、4倍以上と大幅に増加をし

ております。行きたくなる学校づくりを基本としながら、今おっしゃっていただきましたように、早期の兆候把握と早期支援に取り組んでいるというところが現状でございます。

やはり一番の要因として考えられるのはこれだというのはなかなか難しいんですけども、今述べた中にございましたように、フリースクール——教育機会の学校以外の選択肢でありますとか、やっぱり家庭事情の変化とか、そのあたりが一番大きいところではないかなというふうに分析させていただいています。

○委員（西 ただす） 私たちは、やはりこれは1つは、もう少し長い期間で見たときに、第2次安倍政権の段階から、やっぱり競争と管理をエスカレートさせてきたということが1つあるんじゃないかなと思っているんですね。

不登校というのは数字の取り方というのがいろいろあるんですけども、やっぱり少ない目で——これは神戸市内ではない——全国で言うたら、2013年代ぐらいまでは1%強だった。それが10年ぐらいで4%近くまで一気に引き上がったというふうに言われています。これは、やっぱり繰り返し国連からも指摘されてきた、日本の過度な競争教育が背景にあるというふうに思います。

やはり、先ほど授業時数が拡大していったという経過についても、同時期にもあったというふうに思うんですけども、やはり子供たちが通いたくなる学校をつくるということであると、さっきの話にちょっと戻るんですけど、やっぱり学習内容を精選して授業時数を減らすということが大きな課題だと思うんですが、そこについていかがでしょうか。

○田尾教育次長 御指摘のように、学習内容あるいは授業時数が増加をしてきていること、結果、教員がどんどん多忙化してきてしまったこと、そういったことが一定子供たちとの関わりの中に、何か十分に寄り添えていない部分があるというようなことも十分に考えられることでありまして、私どもやはり教員籍といたしましては、そこはしっかりともう1度我々の業務内容を見詰め直して、子供たちと寄り添う時間をいかに確保していくのかということを、しっかりと——もちろん学校だけではなくて教育委員会、それから国の要望に関しましてもしっかりと考えて対応していきたいというふうに思います。

○委員（西 ただす） まとめますけど、今日は忙し過ぎる学校ということで言って、それがやっぱりいろんな影響が出てきているんじゃないかなということで質問しました。

不登校の生徒というのに対して、やっぱり当然休む権利というのはある——本当に無理して出てくるものではないというふうに思いますが、やっぱり学習支援とかそういったことが、国の方針で見ると、それも必要ですけど、そこが打ち出されていて何とか元に戻れないかみたいなところで議論されているというところも含めて、私たちは、神戸市からいってもそういう対応では駄目だよということは言っていたきたいというふうに思います。

忙しくなっていった経過ということは少し言いましたけど、この間で言っても、やっぱり過度な競争というところで言うと全国テストの問題で、例えば知事会の中ではもうちょっとこれやめてしまったらどうやというような声も出てきているわけなんですよね。

そういったことも含めて、1人1人がもっと綿密に人間関係がつかれるということ、保護者も含めて人間を大事にしていて自己肯定感を回復させるということ、やっぱりそういう姿勢から教育委員会としては頑張っていたきたいと思いますし、やはり具体的に時数の問題であったりとか過度な負担になるような授業の内容ということに対しては、もっと声を上げていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○委員（前田あきら） すみません、基本的な観点は西委員からも聞いたので、1点だけ聞きたいと思うんですけれども、陳情の中でも、安定した教職員の確保について要望が出されているわけなんですけれども、神戸市として、年度当初は教員不足がなかったというふうに3月に御報告があったと思うんですけれども、直近で、今教員不足、未配置はどうなっているのでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 教員配置、欠員の状況でございますが、おっしゃるとおり4月初は欠員が生じない、ゼロという状態で配置を行うことができました。

直近ですけれども、5月1日時点でございますが、4名分ですね。小学校3名、中学校1名の欠員が生じている状況でございます。こちらにつきましては、5月1日から順次臨時的任用教員の配置等で、欠員解消に向けて動いているという状況でございます。

○委員（前田あきら） ありがとうございます。

今、臨時的任用教員で対応されているということなんですけれども、昨年の教員の確保対応でも、それがかなり最近は苦しくなっているんだということなので、やはり年度当初に新規採用ということをしっかり確保するということが求められていると思うんですけれども、今年度の現状、今期の採用者数というのは、正規・任期付、それぞれどうなっていますでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 すみません、この4月の採用という理解でよろしいでしょうか。

すみません、今すぐぱっと出ませんが、合格者数のベースでちょっと申し訳ございません。令和6年度は487名の最終合格者という形で、あと、ちょっと年度後半の採用とかもありますので、それより若干上回る程度の採用者数になっていたかと存じます。詳細はまた後ほどになりますけれども、連絡させていただきます。

○委員（前田あきら） すみません、ちょっと事前にちゃんと聞いておけばよかったんですけど…。

採用者数が487なんですけれども、結局昨年も463の採用——これは正規ですね——463の採用だけど、結果的には令和6年度数では442という報告をいただいて、昨年の5月の教育委員会の会議でも報告されていて、さらなる教員確保の努力が必要だということと、あと、この任期付の採用が結構増えてきているんですよ。正規が令和5年・449、令和6年が442で、今年の487がちょっとどのぐらい目減りするかわからないですけど、400数十人は多分確保されていると思います。

一方で任期付が、令和5年が113が、令和6年が145で、今度、採用じゃなくて合格だけですけど206というふうにお聞きしているんですが、これはかなり育児休暇を取られる先生が増えているから、こういう任期付が増えているという理解でいいんでしょうか。

○山出教育委員会事務局副局長 失礼いたしました。すみません、ちょっと先ほどの数のお話ですが、正規の採用者数につきましてはちょっと取り方がいろいろありまして、最初の合格に対する採用であるとか、特別選考も含めた数とかがございますけれども、正規の今回の7年4月の採用が498という人数になってございます。これは後者の特別採用とかも含めた数となっております。

あと、採用の人数につきましては、もちろん退職者の数であるとか、それから病気休職、育休取得者の現状であるとか、それから少人数学級に伴う定員の増、逆に児童・生徒数が減ってくることによるクラスの減、こういったものを勘案してという形になりますので、一定やっぱり増減をしながらという形になるのが現状でございます。

○委員（前田あきら） ごめんなさい、正規は498かな。ちょっと後でまた数字を精査させてください。任期付が増える原因は、育休が増えているということによろしいですか。

○山出教育委員会事務局副局長 すみません、その数の取り方につきましては、正規採用でどれだけ取るか、それから正規採用につきましては、基本的に今も第1次募集といいますか、採用試験を実施しておりまして、その中で合格者がどこまで打っていくかというのが、また夏過ぎ頃になってきます。そういった中でトータルの数、需要数を確認をしながら決めていく形になりますので、臨時的任用の数につきましても、ちょっと上下する傾向にはあるかなと思っています。

ただ、おっしゃるとおり育休者、それから特に産育休の取得状況、特に男性の育休の取得状況も徐々にですけれども上がってきている状況でございますので、その中で柔軟に対応できるように数を確保しているという現状で、ちょっと中途半端な御答弁になるかもしれませんが、そういった中で柔軟に採っているところでございます。

○委員（前田あきら） 柔軟に採っているということなのですが、年度途中の産育休——去年の5月の教育委員会の会議では、産育休と、やっぱり病気休業等が増加傾向にありますということで採っていると。それでもやっぱり教員不足の影響で代替任用教員の確保が困難だから、教員確保に努めますというのが昨年の報告だったと思うんですけど、それを受けてかなり努力をされていると思うんですけども、引き続きその教員人材の確保が大事だということで、具体的に今年度というのはどういう努力をされて、498人ですか、確保されたんですかね。

○山出教育委員会事務局副局長 採用試験の工夫を、かなりいろいろしてきてございます。

1つは、昨年度から、ちょっとこれは直近に影響を及ぼしているわけではないですが、大学3年生を対象とした採用選考であるとか、現職教員区分で条件を緩和したりしながら受験の方が増えていくような受験要項の見直し等々に努めているところでございます。

もちろん教員採用におけるPRでございますとか、それから常勤講師になってもらうためのプログラムであるとか、様々なことを実施しながら教員確保に努めているという状況でございます。

○委員（前田あきら） かなり御努力されながら確保されているということですので、今回陳情者の中で5番でも言われているように、やっぱり神戸市がしっかり進める上でも、国に対しても定員の確保と同時に、加配措置の財政措置というのをしっかり要望していただきたいと——今の神戸市の現状はこれだけ大変なんだということをぜひ国のほうにしっかり伝えていただいてやっていただくし、同時に、かねて要望していますけど、必要な場合はしっかり神戸市としても独自の加配もしっかり採っていただいて、子供に寄り添った対応をしていただきたいということを要望して、終わります。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 次に、報告事項、令和8年度国家予算に対する提案・要望のうち、教育委員会関係分について質疑はございませんか。

○委員（なんのゆうこ） ごめんなさい、国のこの要望のほうで、7ページになるんですけども、不登校児童・生徒への支援ということで国へ要望されているんですが、今現在、4月から学びの多様化学校みらいポートが開校されているかと思うんですけども、このみらいポートの入校人数と学年ごとの人数を教えてくださいと思うんですが、お願いいたします。

○西川教育委員会事務局部長 みらいポートの転入学者ということですが、学校全体としましては41名の転入学を受け入れております。

学年ごとにしましては、1年生が21名、2年生が9名、3年生が11名というふうになってございます。

○委員（なんのゆうこ） ありがとうございます。今はまだちょっと2か月しかたっていないので、こういった状況かというのが把握できていない部分もあるかと思うんですけども、今伺いました41名のうち、平均、生徒さんがどれぐらい登校されているかというのは分かりますでしょうか。

○西川教育委員会事務局部長 個別に申し上げるのはこの場ではちょっと控えさせていただくんですけども、おおむね全般に関しましての報告をさせていただきます。

生徒たちですけれども、おおむね順調に登校できており、昨年度、保護者説明会でありますとか親子面談、それから親子相談ですね、体験入学、親子面談2回目というふうに、時間をかけて丁寧に入学者の適性を判断してまいりましたために、登校できている生徒が多いのではないかなというふうには実感はしております。

ただ、一方でやはり5月から——ゴールデンウィーク明けですね——休みがちな生徒がやや増加傾向にありまして、今後も継続して見守っていきいたいなというふうには思っております。

個々の生徒の様子ですけれども、4月当初よりも学年の生徒同士が笑顔で会話をする場面が非常に増えてきております。打ち合わせて食事を共にしたりでありますとか、休み時間にはカードゲームなどを楽しんだりする生徒らも出てきておりまして、慣れてきているように感じられます。

生徒の落ち着く場所としまして設置しましたリラクスペースについても、毎日5名程度の使用があると聞いております。また、常設している卓球台ですね——非常に人気があるんですけども、毎休み時間に生徒が利用しに来ている、そんな現状でございます。

今後も生徒の様子を注視しつつ、効果的な支援を行ってまいりたいと思っております。

○委員（なんのゆうこ） ありがとうございます。まだ2か月ということなんですけれども、それなりに今笑顔も増えていたりとかということで、学びの多様化、みらいポートの意義があるのかと思いますけれども、今御説明のありました5月、ゴールデンウィーク以降、休みがちな生徒も増えていらっしゃるということなんですけど、こういったときの欠席時のフォローなどはどのようにされているのでしょうか。

○西川教育委員会事務局部長 フォローといいますか、一般の学校と同じように欠席連絡でありますとかメールでのやり取りでありますとか、そのあたりを繰り返しながら登校を促しつつ、様子をしっかり確認しながら、担任の先生とのやり取り、あるいは保護者の方とのやり取りで、登校を促したり連絡したりということを繰り返しております。

○委員（なんのゆうこ） ありがとうございます。ぜひこれからもいろいろと続けていただいて、不登校の生徒の居場所というのをこれからも続けていただきたいと思います。

またちょっと別の質問になるんですけども、不登校支援ということで、神戸市のほうでもICTを活用したつながり、学習支援というのをされているようでして、対面による支援が難しい生徒を対象に、オンライン上でコミュニケーションができる仮想空間を提供しているメタバースを提供されていると思うんですけども、これを使用されている児童さんの数を教えていただけますでしょうか。

○西川教育委員会事務局部長 本年の4月現在になるんですけども、メタバースの利用の申込みが8名、うち5名が継続して参加しているという状況でございます。

○委員（なんのゆうこ） ありがとうございます。

これ、一応ホームページで見ると毎週火曜日の10時から12時ということなんですけれども、こ

のメタバースに5名継続して出席されているということなのですが、この子たちの出席扱いというのはどういうふうになるのでしょうか。

○**河上教育委員会事務局児童生徒課長** 出席扱いにつきましてはフリースクールに登校したときの出席扱いと同じでして、学習内容をこちらのほうで判断いたしまして、出席に足るという方につきましては出席扱いということで、指導要録上に記載するようにしております。

○**委員（なんのゆうこ）** ありがとうございます。今ちょっと全国でも、名古屋市とか豊田市、山梨県とかでもメタバースをされていて、神戸市も県と連携されていてはいるんですけども、ほかにも多分、普通の民間のフリースクールさんもこのメタバース、今結構注目されていて増えていような感じなんですけれども、フリースクールの出席認定されているガイドライン、基準なんですけど、神戸市のホームページを見せていただきましても、結構ちょっと大ざっぱな感じのガイドライン——文科省のガイドラインに沿っていらっしゃると思うんですけども——書いていまして、最終、校長先生の裁量によるというところも書いてありますが、その辺、またこのメタバースを活用したフリースクールが出てきた場合、どういった感じで出席扱いの認定をされるかというのを考えてでしょうか。

○**西川教育委員会事務局部長** 今現在フリースクールへ実際に通っている生徒と同様に、協議書を学校のほうと、それからその通っているところとで取り交わしまして、一定の約束というか確認をした上で、出席認定を増やしてまいりたいというふうには考えております。

○**委員（なんのゆうこ）** ありがとうございます。

本当に神戸市は、結構いろいろ不登校対策に対して幅広くされていると思います。今後もいろんな不登校対策が出てくるかと思うので、これからも広げていっていただきたいと思います。

○**委員長（さとうまちこ）** 他にございませんか。

○**委員（植中雅子）** 同じく不登校児童・生徒への支援なんですけど、せんだって地域の中学の校長先生たちと——4中学、近くの先生たちなんですけど——話合いをする機会がありまして、そのときに校内サポートルームの支援員ですね。それはお手伝いできる時間が制限されているんですね。

何か4時間とかお聞きしたんですけど、そうしましたら、その4時間を超えての残りの時間は教員で対応しないといけなくなって、なかなか大変だというようなお話を伺っておりますが、その辺のところをちょっと教えてください。

○**西川教育委員会事務局部長** 校内サポートルームの運用ですけども、今、委員の先生におっしゃっていただいたとおりで、現在、もともと10時から14時でスタートしたんですけども、そこからやっぱり午前中のほうがニーズが高いということで、一応午前中4時間の実質運用という形で行わせていただいています。

ただ、やはり子供たち、学校に行きたいでありますとか学習したいというニーズにちゃんときっちり応えられる新たな居場所として今現在機能しておりまして、令和6年度は利用者が本当に増加している状況でございます。

やはり子供がいたいと言ったケースに、やっぱりそこで対応できることが第1の目標でございますので、効果検証をこれからも進めまして、各校の実情に応じた適切な運営を——時間をずらしたりでありますとか、余剰がありましたらそこを近隣の学校へ回すことができたなら、それはまた有効な手段と捉えることができますので、そのあたり、工夫を重ねていけたらというふうに考えてございます。

- 委員（植中雅子） それは時間延長もありということですか。
- 西川教育委員会事務局部長 一応、週20時間というふうに、今のところ時間の上限が決まっておりますので、またそのあたりは相談させていただいて、検討させていただいて、前向きに進めていけたらなと思っているところでございます。
- 委員（植中雅子） このサポートルームの支援員も学校でそれぞれが探してこられるというふうにお聞きしているのですが、そういったお手伝いなんかもしていただいているのでしょうか。
- 田尾教育次長 学校で、基本的にはできるだけ地域の方を中心にとということで発信をいたしましたけれども、適切な方が見当たらないという場合は、事務局の中にも人材センターがございますので、そちらのほうから御紹介をさせていただいたりとかいうようなことで、人がいないというような状況が起こらないように努力をしているところです。
- 委員（植中雅子） もちろん地域の方が来てくださったら一番いいのですけれども、学校側としたらそれを探すのも大変やというちょっと悔やみ言を聞いておりますので、その辺のところの意見を申し上げました。
- そのサポートルームでやっぱり元気になられて、また元のクラスに戻られるということは増えてきていますか。
- 西川教育委員会事務局部長 欠席していた生徒たちが、やっぱりサポートルームなら登校できるというふうに、そこで委員おっしゃるように力を蓄えて、ちょっと教室へ行ってみようかなというケースは増えてきているようには聞いております。
- 委員（植中雅子） ごめんなさい、ありがとうございます。
- 私は、でも本来、物すごくやっぱりその不登校児童・生徒への支援は今厚くなってきているのですが、不登校児をなくせないということが、まず、もう本当に根本的な問題だと思っています。
- それでどうやったら不登校児をなくせるかといったときに、いろんな会派の御意見もお伺いいたしましたけれども、学校側が来たい学校をつくる、もちろんその意欲も大事ですけど、まず子供たちがいじめから不登校をなくさないというような、そういう意識の醸成をしていただけるような教育もまた大事かと思うんですけど、それはいかがでしょうか。
- 西川教育委員会事務局部長 いじめによって不登校に陥ってしまうというのは、やはり本当にあってはならないような、そんなケースであるなというふうには考えております。
- やはりクラスでありますとか学年でありますとか、その中の仲間づくりの教育、お互いがお互いを尊重し合えるような、そんな教育のほうをまずは根底に、学校教育のほうを進めてまいりたいなというふうには思っております。
- 委員（植中雅子） 例えば授業の中に倫理とか道徳とか、それから主権者教育とか、そういったものはどのような形で取り組んでおられるのかお聞きしたい。
- 田尾教育次長 道徳の中には、もちろん学習の内容の中に、いじめに対しての、いじめをしない子供たち、そういった意識を醸成するというようなことはもちろん含まれておりますので、その年間の計画をする中でしっかりと取り組んでいるところですが、もちろん年度当初に立てた計画どおりではなくて、学級の状況を見ながら、学習のいじめのことについて、今このタイミングでしっかりと子供たちと話し合ったほうがいいなと思えば学習内容を変えて取り組みますし、あるいは、大体年間、いじめのことについては何時間程度というようなことを年度当初に定めますけれども、それも柔軟に学級の状況、あるいは学年の状況などを見て、その内容を増やしていくと

というようなことも、当然取り組んでいるところです。

また主権者教育とか倫理といったことに関しましては、一応もちろん学習指導要領の中にもしっかりと教科に位置づいているものもありますので、その中でしっかりと担保していく。加えて、それ以上にもっとしっかりと取り組む必要があると判断した場合には、総合的な学習の時間の中でしっかりとテーマを設定いたしまして取り組んでいくようにしております。

○委員（植中雅子） ありがとうございます。

本当に、何か教育の中からそういう意識醸成って生まれてくるのかなと——もちろん家庭の中でも大事なんですけど、やっぱりその辺のところというのはもう皆さん一律に教育の中でやっていただくのがすごくありがたいと思います。

それから、今はもう学校へ行かなくていいよと、そういう風潮ももちろんあるんですけど、例えばフリースクールとかその他の学校を優先する保護者の方もおいでになります。義務教育の義務というのは、どこにあるとお考えですか。

○田尾教育次長 義務教育の義務は保護者に対して課せられているものでございますので、そこにつきましては折に触れて——もちろん義務だから学校に来させてくださいねなどということを学校から保護者にお伝えすることはなかなか難しいですが、しかし学校の存在の意義、趣旨、そういったものにつきましては、折に触れて学校のほうからも伝えていく必要があるというふうには考えております。

○委員（植中雅子） 確かに個性豊かな子供を育てようと思ったら、いろんな教育の在り方は、それはもうよく分かるわけでありましてけれども、やっぱりその義務教育の意義というのを保護者の方にしっかりとお伝えするような、そういう努力もしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（さとうまちこ） 他に。

○委員（坂口有希子） 不登校児童・生徒の支援ということで、フリースクールについてお伺いしたいんですが、予算特別委員会で私のほうから、フリースクールに通う子供たちや保護者の経済的負担軽減に質問させていただいたんですが、兵庫県は今年度から、フリースクールに通う児童・生徒への月額1万円の補助を県・市協調で実施されていますけれども、神戸市は対象外とされていることに対して、神戸市も補助対象とするように強く求めていくべきと質問いたしましたが、その後の進捗状況を教えていただけたらと思います。

○田尾教育次長 県に対しましては、引き続き様々な機会を通じて要望していきたいというふうに考えております。

加えまして、こうした経済的支援につきましては、教育機会確保法の附則の中で、政府に対して速やかに教育機会の確保のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものというふうにされておまして、本市としてフリースクール等に通う不登校児童・生徒の支援に対する財政支援の拡充は、これも引き続き国に要望をしているところでございます。

ただ、一方で市としても何もしないということではもちろんございまして、今年度は市内の不登校生徒の状況をしっかりと把握するために、市内の小・中学校におります不登校児童・生徒と、そしてその保護者及びフリースクール等の民間の団体施設に対しまして、アンケート調査をしたいというふうに考えております。その調査結果を踏まえまして、不登校児童・生徒や保護者の御意見に十分に寄り添いながら、望ましい支援の在り方について検討してまいりたいと考えております。

○委員（坂口有希子） ありがとうございます。アンケートを実施していただいて十分に寄り添っていくとの御答弁、本当にありがとうございます。

県が補助をすると今年度からなったときに、私も周りのたくさんの方から、なぜ神戸市は補助対象とならないのかという御意見を本当にたくさんお聞きいたしました。やはりフリースクールだったら行けるというお子様もたくさんいらっしゃるので、そういった中で、ぜひこういったアンケートもしていただくということですので、また寄り添っていただきながら、県に対しても粘り強く言っていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○委員（西 ただす） 部活の廃止と地域移行についてというところで、K O B E ◆ K A T S U についてなんですけれども、ちょっと所管事項のところでも聞くので、ここでは限定的に費用負担のところについてお聞きしたいんですけれども、神戸市として求めているこの学習支援費というのはどういうものなのかということと、また要望書ということは、まだこの学習支援費というのは支給は決まっていないということなんですか。いかがでしょうか。

○下條教育委員会事務局部長 学習支援費についてでございますけれども、基本的には福祉局の所管ではございますが、生活保護世帯に支給される教育扶助のうち、学習支援費という費目がございます。

内容といたしましては、クラブ活動に係る道具類等の物品の購入費用、いわゆる部費、クラブ活動に伴う交通費、大会参加費用及び合宿費に対して、中学校の場合年額 5 万 9,800 円を上限として、部活に係る費用が実費支給されているものでございます。

現在、中学校部活動の地域移行後の学習支援費の取扱いについては、現在のところ厚生労働省のほうからは、方針については示されていないというような状況でございます。

○委員（西 ただす） 今御説明いただいたところだと思うんですけれども、文科省の説明も私も一応見ていたんですけど、やっぱりクラブ活動については、これを出す理由なんですけど、それぞれの地域や学校によって活動の差が見られることを踏まえ、学校で実施するクラブ活動だけに限定せずということですね。

その範囲だというふうに聞いているのですけれども、やっぱり、ちょっとさっきの答弁を聞いて心配になったなというのは、まだ支給が決まっていない。年間 5 万 8000 円というすごく大きな金額ですよ。やっぱり今急いで進めていくという中で、保護者や子供に、他のまちなないような負担を押しつけるということは、ないようにすべきだと思うんですね。

もし遅れてしまったとしたら、中学校でしたら年間 5 万 8,000 円ぐらいということが上限だということなんですけれども、市として独自で負担とかいうのも考えているのでしょうか。

あと、就学援助世帯についても以前何か考えていらっしゃるみたいなことを言われていたんですけど、これは国が考えているのか、市が考えているのか、ちょっとそこはお伺いしたいんですが。

○下條教育委員会事務局部長 何点か御質問いただいたかと認識をしてございます。

1 つは、急いで移行すべきなのかどうかといったところに絡んででございますけれども、やはりこれまで、昨年度も何度か御答弁をさせていただいている中ではございますけれども、やはり今の中学校の部活動というのが成り立たなくなっているというような現状がございます。その中で、子供たちが選択をする幅がやっぱり狭くなっている、それをしっかりと幅を広げていきたい

ということがございます。そんなこともございますので、やはり目標年次を定めて、統一して取り組んでまいりたいというような方針は変わらずでございます。

生活保護世帯についての支援について、これがなかった場合にどうするのかというところですが、これにつきましても引き続き、コベカツクラブの活動団体に対しては、会費の低廉な設定をお願いすることですとか、そういったところも踏まえてお願いをしてまいりたいなと思っております。

就学援助については、これは市のメニューとしてございますので、引き続き就学援助が対象になるかどうかについては検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（西 ただす） 今のことで言うと、1つは就学援助に対しては、まだこれは国が考えていないということだと思うんですね。やっぱりちょっと今で心配になったのは、それまでには絶対間に合うよというふうには言ってもらえなくて、低廉な会費で何とかそれは、もし間に合わなくても団体の方に我慢してもらおうということなんでしょうか。いかがですか。

○下條教育委員会事務局部長 繰り返しの答弁で申し訳ないんですけども、基本的にはその学校施設を使っていただく中で、会費については低廉なものに設定していただくということが1点でございます。

もう1点は、やっぱりその放課後の過ごし方という中で、コベカツクラブもその選択肢の1つということでございますけれども、例えばその放課後の学校の過ごし方とか、例えば図書館を開放するであるとか、そういったこともございますし、総合型地域スポーツクラブ、こちらも各小学校区で活動されていますので、ここに中学生を入れていただくとか、あとはオンラインの活動ですとか、いろいろな選択肢が今後出てこようかと思っておりますので、こういったところでできるだけ多くの選択肢を御提案できるように、しっかりとコベカツクラブの立上げについて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員（西 ただす） 選択肢ということがあるので何とかなるみたいなお話なんですけど、そもそも学習支援費というのは、さっきも言いましたけど、それぞれの地域や学校によって活動の差が見られることを踏まえて、やっぱり広く子供たちがいろんな体験できるようにというものだと思うんですね。

ただ、それがもしかしたら今話を聞くにつけ、間に合わないかもしれない。間に合わなかったときにはやっぱり会費の低廉さで何とか済ませる。あるいは、選択肢がいろいろあるんやからそこから選んでほしいみたいに聞こえました。

やっぱりそうではなくて、これは急いだ結果ですから、やっぱり市として独自の支援ということも、間に合う言うんやったらいいんですよ。間に合わないということであつたら、それも含めて何かしら考えがあるんじゃないかなというふうに思うんですけど、ちょっとそれは改めて考えないのかということをお伺いします。

○竹森教育委員会事務局長 この中学校部活動の地域移行ですけれども、何も神戸市だけが先行して進めてるものではございませんでして、国のほうの声かけといいますか、呼びかけによって各自治体で進めているということでございます。

当然ながら、地域移行後ですけれども、これまで当たっていた生活保護の学習支援費ですとか、就学援助のメニュー、そういったものはこの中学校部活動の地域移行後の各クラブにおいても、

当然私どもも当たるべきやと思ってますので、それはもう強く要望をしていきたいと思ってございますし、これも以前から御答弁申し上げておりますように、やはり御家庭の経済的な事情で生徒の活動が何か制限されるということはないようにしていきたいと思ってございますので、特に経済的に困りの御家庭への支援ということにつきましては、この就学援助も含めて私ども今も検討を行っているところでございますし、これからも検討をしていきたいと思ってございます。

○委員（西 ただす） K O B E ◆ K A T S U 全体のことはまた聞くんですけど、やっぱりちょっと今の答弁で言うと、当然ですよ、そりゃ国のほうが対応するというのは、そうは思います。神戸市としても独自のという、就学援助のところも含めて国は考えないかと私は思いますけど、やっぱり間に合わないかもしれないというところを聞くと、それで進んでいいのかなということは思いました。

あと1点だけ、次に経済困難な世帯ということが出てるんですが、例えば結果的に遠距離への移動が強いられてしまって、例えば、月々1万円ぐらい移動費がかかるとかいうようなときには、例えば通学定期とか、いろんな形での支援というのは考えてるのかなとかいうことと、あとは平等性という観点で言うと、同一の種目でも、他の区の団体に比べて何か個別でここは特別に高いというようなところに所属しなきゃいけないなんていうことが起こったときには、やっぱりそれに対しての対応とかいうのも考えるのかな、そこはいかがなんでしょうか。

○下條教育委員会事務局長 移動費の補助の関係でございます。

これも繰り返しで大変申し訳ないんですけども、やはり在籍校、またはその近隣校で活動できるコベカツクラブをとにかく立ち上げることをしっかりと頑張っていきたいということで考えてございます。

活動するコベカツクラブ間の会費の違いによる不公平感という御指摘だったと思いますけれども、それぞれのコベカツクラブにおいて、どういった指導者を設けるのか、また活動日数をどう設定するのか、そのあたりが違ってきますので、その辺は生徒、または保護者の選択の中で活動可能な団体を選んでいただく、そういったことになろうかと考えてございます。

以上です。

○委員（西 ただす） もうまとめますけど、当然、団体ごとに質があるということは言われました。

ただ、やっぱりK O B E ◆ K A T S U 自身もそうなんですけど、今までの競争的な、あるいは競ってというんじゃなくて、いろんな自由な形でやりたいというような人もできますよということも言われてるわけですね。

ただ、目の前にあるところが高度な、もう指導者もすごい人が来てというので、すごい金額のところになって、そこしか選ばざるを得ないっていうのであれば、やっぱりK O B E ◆ K A T S U の姿勢から言うてもちょっと問題があるんじゃないかなというふうに思います。

やはり、今のお話を聞いていると、経済的に困難なところもそうですし、そうじゃないところも含めて、やっぱりもっと支援であるとか、全体に関わっていくところでまた言いますが、箇所数とか増やしていかないといけないのかなと思いました。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○委員（前田あきら） すいません、1つは5ページの学校給食の無償化に関わることなんですけれども、ちょっとこれはもう要望にとどめたいと思うんですけども、本委員会でも無償化を求

める陳情が採択されてますので、国の動きに上乗せする形で先行して幾つかの自治体でも無償化に既に踏み出しているということなので、神戸市として申入れで自治体の負担が生じないように要望されているのでしたら、まずやってみて、具体的にどのような部分で給食費だけでなくいろんな事務費も含めてどんな負担が生じるのかということもやっぱり説得力を持って要望するためにも、ぜひ先行して実施をしていただきたいと、これはもう要望にとどめたいと思います。

それでもう1つは8ページのほうに掲載されています就学援助の財政支援のところで、修学旅行費・校外学習費の単価の問題について、貸切りバスですとか、運賃料金の見直しがあるので、増額を求めているらっしゃるんですけど、どれぐらいの変動負担になっているんでしょうか。

○**山出教育委員会事務局副局長** 現在、物価高騰とか、貸切りバスの運賃料金の見直し、こういったところで修学旅行費の経費負担の増加が出ておりまして、就学援助につきましては、令和6年度に中学生の旅行費の支給額を国が定める基準の単価まで増額したところなんですけど、そこは空路、飛行機でプラス910円、陸路で2,000円というのをプラスをしております。

このあたりの実際の数値そのものはいろいろ情勢によって変わってこようかと思っておりますので、令和6年度に上げた実績ということではそういう数字、金額となっております。

○**委員（前田あきら）** それでは足りないから追加要望ということなんですね。

ちょっと私もちょうどうちの子供が3年生でして、修学旅行にこの間行ってきたんですけど、やっぱり1年生、2年生の積立てではちょっと足らなくて、3年生でもバス代運賃の負担いうことで3,000円だったかな、ちょっと追加で徴収せざるを得なかったという実情が生まれているので、やっぱり物価高騰で今大変な実情が学校現場で大変御苦労されていて、今の現状から言うと大量に御家庭にさらなる負担というのも難しい下で、かなり苦労されているというふうにはお聞きをしてるんです。

そういう現状の中で修学旅行先ですとか、校外学習活動が物価高騰によっては質の低下を生むというのはないように何とかせなあかんので、ここは国に対して就学援助を求められているんですけども、それだけじゃなくて、学校給食費で今、食材費負担されてますけど、ちょっと物価高騰対策として広く助成制度を検討すべきじゃないかなというふうに思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○**山出教育委員会事務局副局長** おっしゃるとおり、物価高騰を含めていろいろな人件費等々も含めまして物価高騰が進んでいる状況かと思えます。

そういった意味で委員おっしゃるとおり、国に対しても要望しながら進めているところでございますけれども、一定給食費についてもこれまでも御答弁させていただいていたとおり、一定国のほうで基準をつくっていただき、そこに神戸市としてももちろんしっかりとそこをフォローさせていただく、その中で現状につきましては国に現状を正確に伝えながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**委員（前田あきら）** 修学旅行費については、もう公費で無償にされている自治体が増えてます。

ちょっとあまり自治体名言うたら、また市長に、いやそれはもうお金あるとこでしょって言われてしまうかもしれないんですけど、ぜひ検討していただきたいし、やっぱり小学校給食が無償化になれば、今まで財政措置している部分も一定出てくるわけですから、新たにここで次の一手として中学校のほうを無償化にすぐに踏み出すのかとか、いろんな子育て世代の負担の軽減という意味では、ぜひ教育委員会のほうでも教育費の負担の軽減ということでも、1つの観点としてぜひ検討していただく、さらにはもちろん国がちゃんと補助してもらうのが大前提で、今回も要

望していただいてるんですけれども、その間、やっぱりしっかり神戸市としても財政措置していただいて、負担軽減に努めていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 次に、報告事項、工事請負契約の締結についてのうち、教育委員会関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 次に、教育委員会の所管事項について、御質疑はございませんか。

○委員（諫山大介） すいません、1点、熱中症対策でお伺いいたします。

近年、非常に酷暑、猛暑が続いておりまして、学校現場でも部活動、運動の体育の時間、多くの配慮があるかと思うんですが、体育授業見学者に対する配慮で、特に体調不良が理由で見学している児童・生徒がいるかと思いますが、プール見学者、非常に照り返しとか、あとは日陰がないんじゃないかとか、ちょっと保護者の御意見をいただきました。こういうところも含めて今の教育委員会の見解を伺いたいと思います。

○西川教育委員会事務局部長 体育の授業における熱中症対策ということにつきましては、もう皆さん御承知のとおり、昨今の状況を鑑みまして、より一層の徹底を図っているところでございます。

具体的には、暑さ指数（WBGT）が31以上となった場合は中止でありますとか、環境条件や児童・生徒の活動内容を把握して健康観察を行い、水分補給やクールダウンを適宜行うでありますとか、発達段階に応じて適切な回数の休憩時間を確保するなどの対策を講じているところであります。

また、体育授業の見学者につきましては、見学の理由となった体調不良やけがなど、児童・生徒の状況に配慮する必要があると考えておりまして、屋根のある場所、あるいは簡易テントの下など、見学の場所を配慮すること、それから水分補給を小まめに行うよう配慮するなどの配慮を取っています。

特に、委員御指摘の水泳授業見学中の児童・生徒につきましては、そのほかにも天候や風の強さでありますとか、プールサイドの照り返しの影響なども踏まえまして、別室での学習の検討も含めまして、活動時間や内容について判断し、工夫を行うことを周知徹底しています。

今年度も気象状況などを注視しながら、学校に対しまして適切な支援を続け、こうした対策について徹底しまして、熱中症事故防止に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○委員（諫山大介） ありがとうございます。

恐らく体育の授業見学に関しては見学者の体調によって大分幅は出てくるかと思いますが、先生のほうも本当に悪かったら別室でもいいよと、そういう雰囲気もつくっていただければと思います。

もう1点、同じく熱中症に近い要望なんですけれども、特に坂がきつい中学校、バス通学が許可があるところ、何キロ以上はバス代定期とか補助が出ているかと思うんですけれども、こういった非常に暑いときは保護者の親の許可を取った上で単発のバスの通学も認めてもいいんじゃないかというお声もありました。非常に議論が要るところだと思うんですけれども、長い目で議論いただければと思います。要望にさせていただきます。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他に。

○委員（前田あきら） すいません、私からも何点が聞きたいんですけど、ちょっと先ほどございましたので熱中症対策について質問をしたいというふうに思うんですけども、昨今、夏の気温って今年の夏も平年より高いというふうに言われていて、毎年災害級の酷暑ということで、今対策強化が重要になる中でガイドライン毎年更新もされて現場に徹底されていると思うんですけども、教育委員会として新たな、今年に入って特に近年の新しい取組としては、どういうところを重要視されていますでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 熱中症対策でございますけれども、先ほども御案内いただきました熱中症対策ガイドラインを発行しておりますのと、あとは先ほども御説明ありましたが、本当に近年暑い、それから今年も予報では暑いと、これまで以上に気温も上がるというふうに言われていますので、本当にガイドラインの徹底——徹底も今御案内にありました授業、プールをはじめとします授業の中身、それから細かいところで申し上げますと登下校とか、あと校外に出ることもございますので、それぞれのフェーズに応じた、場面に応じた対策を改めて留意するような通知も発信をさせていただいているところでございます。

○委員（前田あきら） 去年の7月でしたか、西区の事例で校外へ行ってはって、複数倒れはったっていう事例もあって、そういう通達も出されたというふうには思います。

’21、’22、’23年とずっと2桁台の搬送事例が出てる下で、いろんな取組もされていて、ガイドラインと同時に中学校ですか、自動販売機を置いて、子供さんも買えるようにするということが今進めている、いろんな取組もされていると聞いています。

私らのときはなかなかもうお茶だけ持っていったらいいんだけど、隠れてポカリスエットとか入れて見つかって怒られたという経験もあるんですけど、今はもうそういうことも含めて奨励されているということで、水筒に入れるのが駄目なのでやっぱり自販機でいうことでお金の使い方も含めて今指導もされているというふうにお聞きし、自動販売機の台数って、今どれぐらいまで拡充していますでしょうか。

○藤井教育委員会事務局副局長 御案内いただきました自動販売機につきましては、現在中学校と一部特別支援学校に設置をしておりますと、令和5年度から設置をし始めて、増加してきているんですが、現在のところ56校、台数にして61台の設置が進んでおるところでございます。

○委員（前田あきら） 基本的には手挙げ式だと聞いてるんですけど、もう全校、基本的には設置していきたいというふうに思っているということでよろしいですか。

○藤井教育委員会事務局副局長 先ほど御説明した熱中症対策の防止策の1つかなというふうに考えておりますので、教育委員会のほうから全校設置ということではなくて、学校のそれぞれの判断にも委ねるところがあらうかなと思いますが、有効に活用されているのではないかなというふうに評価をしております。

○委員（前田あきら） いわゆる学校を使ったK O B E ◆ K A T S Uでも当然そういうのは利用される方も増えてくると思うので、やっぱりその辺は計画的な設置が要るかな。あまり費用負担、こちらのほうはかからないというふうには聞いているので、その辺は学校の意向も聞きつつ柔軟に対応していただきたいというふうには思います。

あともう1つ、熱中症の対策をどう防ぐかという観点で大事だなと思うのは、そもそもの教職員自身が熱中症にならないような対応が要ると思うんですよね。確かにかなり元気な方が多くて、なかなかかなりにくいかもしれないんですけども、今月からやっぱり事業者に対して熱中症対策

をしっかりと取りなさいということで法改正もされて今対応もされているので、その点で教職員に対する熱中症対策という点では何かガイドラインとか示してやっていらっしゃるんですか。

○**西川教育委員会事務局部長** 教職員向けのガイドラインというのは実際に策定はされていないんですけれども、やはり児童・生徒向けのものをある一定、教職員もきちっと熟読しまして、やはり自分の健康を自分で守るであるとか、隣の先生健康を気遣うであるとか、小まめに水分補給を取るとか、そのあたりの自覚といいますか、そのあたりを大事にしていかなければならないんだなというふうなことは常々思うところでございます。

○**委員（前田あきら）** ぜひ教員向けにやっぱりしっかり作っていただいて、教員の安全を守ること自身が当然、教職員の先生は生徒と一緒に行動するわけですから、一般的な安全対策としては捉えているのは知ってるんですよ。だけど、今回の法改正も受けて、教職員の安全を確保するという観点からすれば、当然、教育現場における子供たちの熱中症対策の強化にも僕はつながると思うので、その辺はちょっとマニュアル等も見えていただいて、ちょっと改善をしていただきたいというふうに、これはちょっと要望したいと思います。

それから続けてもう1点お聞きをしたいんですけれども、グラウンドの残置釘についてお伺いをしたいと思うんです。

一昨年の11月に委員会で私、この問題、危険物の確認除去を取り上げて以来、ちょっと何回か調査撤去、代替案の検討というふうをお願いしてまいりましたが、現在どのような状況になっているか、御報告いただけますでしょうか。

○**有原教育委員会事務局部長** グラウンドに埋もれておりました釘が危険だということで、一昨年ですか、他都市のほうでもそれを原因とした児童・生徒の事故もあったということで、本市のほうでもそれを受けて、まずグラウンドに設置するポイントマーカーについては安全なものにしていこうということと、学校の現場において目で見ての確認なりますけれども、しっかりと撤去できているかどうかの確認を徹底していただくということで行いました。

それに併せて、今回専門業者を入れてグラウンドの金属物の調査というのを行いました。先般、教育こども委員会の委員の皆様にも情報提供させていただいたところでございますけれども、昨年度1年間かけまして全242校の調査を行いまして、結果としまして13万4,000本余りの釘等の金属物の発見を行い、その場で除去、回収を行ったというものでございます。

調査の方法としましては、必ずしも地表面にあるものだけではなくて地下から何かの弾みで出てくると、それが危険だということもありますので、金属探知機を使いまして地表から10センチまでの距離において金属がないかどうかということを調査を行いました。

かなり手作業で時間をかけて調査を行いましたけれども、見つかったものについてはもう手掘りでそこで回収を行ったというものでございます。

見つかった釘の本数は13万4,000本ということですが、かなり古く、さびもかなり強くついている釘もたくさんありましたので、古い年数たっておったのかというふうに思いますし、また釘の状況を見ましても、これを万が一、子供が踏んでけがをすることになりますと、かなりの大ごとになるということです。今回調査を行った意義というものは大いにあったかなというふうに思います。

今後においては一旦安全が確認できる状況までの調査のほうも行いましたので、この状況を学校のほうでもキープしてもらうことが必要かというふうに思いますので、先に申しましたけれどもポイントマーカーの設置のときの管理の徹底であるとか、あるいは今後こうした危険物につい

ては定期的に行事の前に目で見ての確認を徹底してもらうとかいうことは学校と一緒に頑張って徹底してまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○委員（前田あきら） 丁寧に対応していただいておりますありがとうございます。

提供いただいている資料の写真を見ても、不発弾が見つかったかのようなすごい数が埋まっていたんだなというふうには思います。

かなり私も地域の方から御要望があつて、こういうのがあるのが分かって、調べてくれと、あと東京の事例があつたんで、神戸はどうなってるんだということでこの委員会に取り上げさせていただいたんですけども、出てきたわけですが、この学校で何本出てきたかまでは別に報告要らないと思うんですけど、調べて除去されましたということをやっぱり学校のPTAですとか、学校運営協議会など、学校、保護者に丁寧に返していく必要があると思うんですが、これは何か周知していただけますでしょうか。

○有原教育委員会事務局部長 まずこの結果については学校としっかりと共有をしていくということでございます。

学校ごとの本数については大なり小なりということで、多い、少ないあるんですけども、学校と個別に状況なども共有しながら、今後の徹底をしてもらうということがまず大事ななというふうに思っております。

また、学校開放等で地域の方が学校のグラウンドを使ってということで利用される実態もありますので、学校と開放委員会との間で情報共有をして、さらにこれも徹底を図っていくということも大事かと思しますので、そのあたりもこれからしっかりとやっていきたいと思っております。

○委員（前田あきら） ぜひ安全な対応をしますということと、やっぱり今後の対策を徹底、共有するという上でも学校開放や学内PTAや学校運営協議会にも徹底していただきたいというふうに思います。

ちょっと1点だけ気になったので確認をしたいんですけど、今後の対応方針の中に撤去に重機が必要な地中埋設物がある場合、個別に危険性の判断の上で順次撤去するという項目があるんですが、何か具体的なものが発見されたのでしょうか。

○有原教育委員会事務局部長 実は、直ちに危険という状況ではないんですけども、グラウンドの配置を変更した関係でテニスのネットの支柱がございますけれども、そのさや管といいますか、金属物を地中に埋めているものがございます。今回10センチの深さまで金属探知機当てましたので、それも発見したということでございます。

今後、学校の使い方も含めてですけども、もし万が一危険な状況になったときには、これは重機を入れてショベルカー等で掘り起こしてという作業が必要になりますので、個別の対応ということになりますけれども、これも学校のほうとはコミュニケーション取りながらやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員（前田あきら） 今すぐに危険だという判断ではないんですけど、今後の対応の中で検討が必要であれば、ちょっと副産物として見つかったということですね。分かりました。安全対策の上で重要な観点ですので引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

最後にもう1点だけ確認をしたいことがありまして、これもずっとこの委員会に取り上げてきたんですけども、いわゆる香害、化学物質過敏症について最後に伺いたいと思います。

5月12日が世界の啓発デーに当たるということで、神戸市の健康局さんはポスターも新しく新調して市役所の地下通路のところにも1週間掲示をしていただいたりとか、広報こうべの5月号にも啓発を掲載していただきました。

消費生活センターもホームページに掲載を始めたほか、ハッピーパックでも5月の広報で取り上げるなど、神戸市挙げて今対策を強化していただいています。

前回の委員会でこれに連動する形で教育委員会としても調査やホームページなどでの広報啓発を行ってほしいとお願い要望したところなんですけれども、具体的な取組は今幾つかしていただいでしょうか。

○**藤井教育委員会事務局副局長** これまでの委員会でも協議があったというふうにお聞きをしています。

教育委員会としましては健康局が作成いたしました過敏症に関します子供向けのポスターを学校園に配布して掲示をしましたり、あと消費者庁、それから文科省作成の同じくポスター、これも学校園に周知をさせていただいております。

それで、学校現場の管理職、それから保健担当、養護教諭等が使用します学校保健の授業資料というのがございまして——毎年度発行しておるんですが、この保健授業の資料におきましても、これまでは色覚であるとか、起立性の調節障害とかが列挙されておったんですが、ここに化学物質過敏症についての内容を追記させていただいた上で今年度版発行させていただいております。

そこには学校から保護者、それから児童・生徒への情報提供の必要性を明記しまして、あと保健だより等で年度の早い時期に紹介することが望ましい旨も文例として挙げさせていただいております。

あと、研修等の機会を通じまして、学校現場の教員に周知をさせていただきまして、保護者、それから児童・生徒からの相談のあった場合に丁寧に対応するようにということで注意喚起を行っているところでございます。

先ほど委員おっしゃったように5月に広報紙K O B Eにも掲載されて、委員がXにアップされてるのも拝見をさせていただいたんですけれども、いずれにしても教育委員会のほうからも様々な場面を捉まえて発信をした上で、この症状の周知と対応等については丁寧にしてまいりたいというふうに考えてございます。

○**委員（前田あきら）** ありがとうございます。ごめんなさい、神戸市の教育委員会のホームページは改訂していただいた——でよろしいですか。

○**藤井教育委員会事務局副局長** 改訂しまして、健康局のほうのリンクを貼り付けたりとか、この症状の説明なんかも入れさせていただいているところでございます。

○**委員（前田あきら）** 分かりました。それもSNSで周知したいと思うんですけど、いろいろ取組もやっぱりされているということですので、いろんな対応で保護者や子供に寄り添った対応ということで日々やっているといるということですので、そこはあともう1歩できたら踏み込んでいただいて、教育長にもお願いしたと思うんですけど、宝塚の例のように一定周知とセットでもう1度ちょっと意向調査も含めてしていただいて、何かバックが返ってくるような対応もぜひ検討していただきたいなというふうに思いますが、最後いかがでしょうか。

○**藤井教育委員会事務局副局長** 調査の件も伺っておりますので、引き続きどんな方法ができるか、また工夫していきたいと思っております。

○**委員（前田あきら）** ありがとうございます。以上終わります。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○委員（西 ただす） 1点だけ、先ほどのちょっとKOBEDiamondKATSUのところではちょっと全体に関わるかなと思って、こちらで質問します。

初めに、先ほどちょっと答弁のほうで地域移行に関しては国も旗振ってるし、各自治体でも先行しているところがあるというふうに言われたんですけど、それどこかなというところなんです。

やっぱり月曜日から日曜日まで、あるいは全部種目やいろんなサークルというか、部活というところでやっているところってほかにあるんですかね、ちょっと後で勉強したいので教えてください。

○下條教育委員会事務局長 他都市の取組でございますけど、全てを把握しているわけではございませんけど、例えば兵庫県でいきますと川西市につきましては既に地域移行が始まっているということで、併存している部分ありますけれどもそういった取組が進められております。

また、名古屋市におきましても、これは休日だけになりますけれども地域移行のほうが進んでいるといったような状況でございます。

○委員（西 ただす） ごめんなさい、確認ですけど、神戸市みたいな、月曜日から日曜日までで、全部来年の9月からみたいなところはないですか。

○竹森教育委員会事務局長 全て把握しているわけではありませんけれども、神戸市と同じような形で先行して進んでいるということで言えば、静岡県掛川市などは同じような形かなと思ってございます。

○委員（西 ただす） 分かりました。ありがとうございます。

それでちょっと質問のほうに入っていきたいんですけども、1つは第1次募集が行われて、それ以降、KOBEDiamondKATSUの受皿団体の数というのはちょっと大きく変わっていないという認識でいいのかなというのでちょっと確認したいんですね。

やっぱり言うたら吹奏楽も美術部も文化系のところも問題になってますし、新聞報道でも出されましたけど、ソフトテニス部が兵庫区でゼロでバドミントンが灘、長田、西区でゼロという事態だというふうに書いておりました。そこはその後進んでるのか。

また、現状、KOBEDiamondKATSUとしてここが課題だというふうに思っているという点はあるんでしょうか、いかがでしょうか。

○下條教育委員会事務局長 第1次募集の結果につきましては3月末に公表させていただいたとおりで526クラブを登録してございます。

その中には先ほど御紹介もありましたけど、スポーツであれば369クラブ、また文化系であれば157クラブの登録をさせていただいてございます。

今、各登録団体は活動場所であるとか活動時間、これは希望ベースで出させていただいておりますので、学校によっては1つの学校で同じ種目が同じ時間にかぶっているような状況もございます。このあたりできるだけいろんな活動を多くの学校で活動していただきたいこともございますので、コベカツクラブの登録団体と調整をしながらいろいろちょっと今移っていただいたりしている状況です。

ですので、団体全体の数としては変わりませんけれども、今そのような状況になってございます。

課題感でございますけれども、やはり報道でもございますけれども、クラブはクラブ登録が少ない、不足している種目、活動があるということであるとか、地域によってクラブ数の偏りがある

ると、またそういったことが課題かなというふうに思っておりますので、2次募集に向けて、また必要であればそれ以降へ向けて、しっかりと活動団体の掘り起こしをしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（西 ただす） その後も動いていらっしゃるってということなんですけれども、ちょっと数字間違えてたら言ってください。例えば、募集かけた後、やっぱり場所の問題もあって——今も言われましたけど減ったところとかいうのもあったと思うんですよね。

たしか吹奏楽部が初め募集の段階では35やったんやけど、実際には15かなみたいな話になったんかなという記憶があるんですけど、例えばそれをカバーするぐらい何かできそうになってるのかというのは、そこはいかがでしょうか。

○下條教育委員会事務局長 吹奏楽の団体が減ったというか、もともと620団体の登録をいただいております、現在526登録をしているというような状況です。減っている状況としましては、一部、神大の起業部さんが活動を登録をいただいているんですけれども、およそ95件の申請があって、これは学生を指導者として派遣するということで、ちょっとこのあたり、神大の起業部さんとも話をしながら、特に灘区とか東灘区で活動が少ないところを中心に御協力をいただけるということ、このあたりが団体数は減っているような状況でございます。

○委員（西 ただす） ごめんなさい、ちょっとよく分からなくて。

○竹森教育委員会事務局長 先ほど部長が答弁いたしましたけれども、神戸大学の学生で起業部というところがあるんですけれども、その団体が1次募集では全部で95件申請をいただいております。趣旨としましては学生をそれだけ確保を既にされているんですけれども、できるだけほかの手を挙げている団体さんとかぶらないように、空いているところに入っていきたいということをおっしゃっていただいております、一旦1次募集の登録においては保留という扱いにさせていただいております。ですので、特に吹奏楽なんかは35件申請いただいて、そのうち、この神戸大学の起業部で20件ほど申請いただいていたので、その分、今保留扱いにしますので、今後2次募集、それからその先の募集も含めてうまく全体に行き渡るといいますか、そういう御協力をお願いしながら進めていきたいと思っております。

○委員（西 ただす） ここで詰まるつもりはなかったんですけど、簡単になんですけど、1つの大学が20も、しかもそういう吹奏楽部というのは、ちょっとどんなやり方しようとしてんのか、ちょっとイメージ湧かないんですけど、いかがですか。

○竹森教育委員会事務局長 それだけの学生、要は過去に吹奏楽をクラブでやっていたというような学生を確保していただいているということでございまして、中学生の指導をやりたいと手を挙げておられる学生を既に確保しているということでございます。

○委員（西 ただす） また詳しく教えてください。

先ほど各自治体のこともちょっと聞いたんは、ちょっと今回読んでみてなんですけど、文化庁が文化庁活動の地域移行等に向けた実証事業事例集というのを出して——むちゃくちゃ分厚かったんですけど、基本的に全部ばっとなんて見たんですけど、100自治体ぐらい、いろいろ書いてたんですけど、神戸市は実証じゃないからないのかなと思って見てたんですけど、そこで、どういうことが皆さん悩んでたかっていうと、まず簡単に紹介しますと、1つはお金の問題です。生徒にとっての会費、これは逆に言えば受入れ団体の活動維持とも重なってます。

2つ目は場所の問題で、場所が足りない。学校であれば外部からいろいろ人が入ってくるから

セキュリティが問題になるということ。

3つ目が移動の問題で、これがまあ言うたらお金の問題もあるけど親の負担とか、これ以外にも教育的な配慮ができるかという問題もあって、やっぱりこれは神戸市も共通してるのかなっていうふうに思うんですね。

ただ、各市というのは見た限りで言うと、やっぱり全て部活動の種類をまず絞って実証事業にしてるんです。土・日から始めてるというところもあるんですよね。

ここで聞きたいのは——書いてますように——全国どこでも先生の大変な働き方と子供の減少によって継続的な部活動がなかなかできないよというふうに言うてるんですけど、じゃあ神戸市はこういった自治体に比べて何か特段急いでやらなきゃいけないっていうような事情があるのかなっていうふうに思ってます、ちょっとこのままいったら無謀じゃないかなと私は思うんですけど、他の自治体に比べて、この点で何か急がんとあかんという点、何かあるんでしょうか、いかがでしょうか。

○**下條教育委員会事務局部長** 他の自治体に比べて神戸市がというよりか、多分、全国的に抱えている状況、課題というのは同じだと思っています。

このあたりも繰り返しになりますけれども、やはり中学校部活動というのはこれまで子供たちの成長に大きな役割を果たしてまいりましたけれども、やはり近年の少子化の影響を受けて部の数や種目、学校の格差が広がっているというような状況です。

やはり子供が減ると教員の配置も減ってまいりますので、そういったことや学校の中で維持できる部活もかなり変わってきます。さらに、教員の約半数がこれまで経験してこなかった種目や活動を顧問として担っているというような状況でございます。

また、活動時間についてもやはり平日であればもう1時間弱しかできないような状況があったりとか、子供たちの考え方が変わってきてる、これも大きな要素です。

現状の部活をそのまま残そうとすると、やはり各校において毎年のように休部、廃部が繰り返されるということで、結果的にはその混乱が長引くということでございますので、長引かせるのではなくて市民の皆さん、団体の皆様と一緒に目線でK O B E ◆ K A T S Uを進めていく、そういった方針でございます。

○**委員（西 ただす）** ただ、正直急がば回れにならんかなっていうところは思ってるんですね。

やっぱり時間がない中ですから、1つは急速な変化、ぐっとやっていかんとあかんってなったときに、教育委員会、あるいは学校とかいったところで本当に苦労されて、やっぱり生煮えのまま9月からスタートしてしまうということはないのかということと、それとも関わるんですけど、お聞きしたいのは、この実証事業及び地域文化クラブ推進事業の目的というのを見てみると、生徒が少なくなる、先生が大変ということを書いてたりするんですけど、文化芸術に親しむ機会が減少してしまうおそれがある、それを避けるんだとされてます。

さらに、子供たちが地域で文化芸術に継続して親しめる環境を新たに構築していくということなんですよね。

しかし、やっぱりこうやって急いでやっていくことが逆に言うたら、今まで吹奏楽部とか含めて、文化芸術に親しんでいた機会を減らすことと、結果的にそういうふうになってしまわないかっていう心配もあるんですが、そこについてはいかがでしょうか。

○**下條教育委員会事務局部長** 地域で継続した活動、それは文化芸術もそうです、スポーツもそうだと思いますけれども、そういったことを取り組むに当たってK O B E ◆ K A T S U、まさに取

り組むべき方向性の1つだと思っております。

現に1次募集の段階でも地域活動ですとか、あと文化芸術の関係もこれまで部活動になかったような活動なんかも出てきてございますので、こういったところ、まだまだの掘り起こしが十分だとは思っておりませんので、文化スポーツ局と連携しながら文化芸術団体との意見交換でありますとか、例えば、文化センターで行われている講座をK O B E ◆ K A T S U に該当するような形で実施していただけないか、こういったことも含めてしっかりと調整をしていきたいと考えてございます。

○委員（西 ただす） それがさっきも言いましたけど現場で大変な状況が起こってしまっているということにつながるんじゃないかということについては、端的にいかがでしょうか。

○下條教育委員会事務局部長 現場で大変なことが起こってしまうというのが教員がということなのか、ちょっとその辺が私どもで理解がちょっと及んでおりませんけれども、いずれにしても子供たちがそういった文化芸術に親しむ機会というのは非常に重要だと考えてございますので、学校現場が混乱することのないようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○委員（西 ただす） ちょっと今の御回答では本当に大丈夫かなと私は思いますけど、ちょっと時間もないのでお聞きしますけど、吹奏楽部が例えば82校をやっていたのが現在15クラブ程度で、そして美術部が74校やっていたのが現在5クラブ程度というのでは絶対無理だと思うんですね。

先ほど頑張って発掘されるということ言うてんですけど、具体的に移動とかを考えたときに近隣校でというふうに言われてるんですけど、そうすると具体的なところで言うと、例えば、全区で例えば3か所以上とか、西区や北区に関しては広いいんでもっと増やさんとあかんとか言って、そういう面での具体的なゴールというのは考えていらっしゃるのでしょうか、いかがですか。

○下條教育委員会事務局部長 全区で何個、例えば吹奏楽であれば何個確保するのかというのはなかなか難しいかもしれませんが、先ほど来申し上げておりますように、近隣校、または在籍校でそういった活動を確保できるよう頑張っていくということでございますので、特に、北区でありますとか西区でなかなか近隣校に通うのは難しいような場合がございます。このあたり、例えば放課後の学校での過ごし方も含めて、学校で検討いただくとか、あとはオンラインの活動なんかもできないかということはそういった事業者とも協議をさせていただいたようなところがございます。

吹奏楽につきましては、できるだけ多くの方が活動されている活動でもございますので、それぞれの区において拠点となるような、そういった吹奏楽のコベカツクラブが立ち上がるように、今、経営者とも協議を進めているところでございます。

○委員（西 ただす） 頑張っておられる最中やということではあるんですけど、ちょっとさっきの答弁でちらっと気になったのは、何か放課後での過ごし方とか言われて、それは吹奏楽部を求めた人が、そうじゃないことも含めて、多様やからってという話なのかなとも感じました。そういうことではやっぱり駄目だというふうに思うんですね。

ちょっと最後に具体的なことをもうちょっとだけ聞きたいんですけど、他市の例を見てますと、どういう声が出てくるかっていうと、吹奏楽部なんかで言うと、指導する方は出てこなくて、まずは先生の力を借りながらやっていく、人材バンクを立ち上げてこれから何とか増やしていこうとしている。大体吹奏楽で言うと大きな楽器は移動するのは困難だから学校でやるんだけど、そうするとセキュリティの関係がある。施設の改善や工事が必要になる。

ここを読んで私、特に思ったのは、神戸市特に大変だなと思ったのは自校で先生は教えられな

いので、鍵は外部の人が持つのか、返却は先生が終わるまで待つんかと、そうなったら結局、先生は関係ない先生が残らんとあかんっていうようなことにもなってしまうというふうに思うんですね。今言ったような例えば人材バンクであるとか学校施設の工事であるとか、他の部局との連絡とか、あるいは各校のルールづくりとかいったこと、あるいは就学支援のことも考えなきゃいけないというふうに言っていましたけど、そこに対して、それぞれは今どういうふうに考えているかお聞かせください。

○下條教育委員会事務局部長 先ほどから吹奏楽の話をされておりますので、吹奏楽部のコベカツクラブの関係でいきますと、1次募集において15クラブ申請をいただいております。登録もさせていただいておるところでございます。

これまで吹奏楽の顧問であるとか、吹奏楽になじみある先生がコベカツクラブを立ち上げておられない、もしくはコベカツクラブに参画されておられないというような状況が現状ございまして、どういった理由で今どのような状況かというのをお聞きする中では、やっぱり1次募集の段階では少しちょっと様子を見ているというような表現が正しいかどうかはあれですけども——という方であるとか、個別にコベカツクラブを立ち上げて活動するのは難しいけれども、やはりその指導を手伝いたいといった方というのはおられまして、そういった方が吹奏楽の団体にどのようにアプローチをしたらいいのかということが分からないというような声をお聞きしました。

そんなこともあって、先日吹奏楽のコベカツクラブを立ち上げていただいた方であるとか、そのクラブを立ち上げようとしている方と、あとその指導を手伝いたいという教員とか外部指導員の方との意見交換などを実施しておりまして、こういった形でその団体と指導者をマッチングしていくような取組も始めているところでございます。

先ほど学校施設を使うのでセキュリティの面ということでございますけれども、今年度体育館などは中学校、学校開放しておりますので、そういったスマートロックの仕組みができておりますけれども、校舎の中についてはまだそこまでできておりませんので、どういった動線でどの教室が使えるのか、それは各校1校ずつ調査をしていくようなことを考えてございます。

楽器につきましても今各学校にある楽器を使っていただくことを前提としてございますので、このあたりの補修などもやっていきたいなというふうに思っております。

先ほど言われました各校の学校の使い方といいますか、ルールづくりについても1校ずつ事情が違いますので、こういったところもしっかりとルールづくりをしていきたいと思っております。

就学援助の関係も御質問をいただきましたけれども、これについても先ほどの国家予算要望の関係でもございますけれども、国に対して教育扶助の対象としていただくことも含めて経済的に困りの御家庭への支援については検討していきたいというふうに考えてございます。

○委員（西 ただす） 今まさに考え始めているというか、始めていると言ったら失礼なのかもしれないけど、やっぱり課題が本当に多いというふうに思うんですね。

やっぱり来年5月までにこれを解決しながらというのはなかなかやっぱり難しいなというふうに思いました。

もうまとめますけど、K O B E ◆ K A T S Uの説明には、部活の終了時期については種目に応じて柔軟に対応しますって書かれてたんですね。これはいつまでかなと思ってちょっとヒアリングで聞いたら、そうは言っても年度内みたいな話だったんです。それじゃやっぱり厳しいと思うんですね。

国の改革実行期間で見ますと2026年度から2031年度としているわけで、例えばその間は残すな

どやっぱり硬直した姿勢ではなく、全ての子供たちの体験を広げ、そして大人になってからもスポーツや文化活動になれ親しめる環境をつくるという点から、やはり急いでやるべきではないなというふうに思います。

少なくとも生活保護の方の対応ということ自身もまだ国が決まってないような中で進めるっていうのは本当にそこも不安だと思います。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

○西川教育委員会事務局部長 1点、訂正と御連絡をさせていただきます。

先ほど職員の熱中症のガイドラインのことについて御質問いただきましたけれども、行財政局の厚生課が職員、事業者向けに今年度、令和7年4月に職員熱中症対策ガイドラインというものを策定されてますので、これを参照の上、また取組を進めてまいりたいと思っています。御連絡だけさせていただきます。

○委員長（さとうまちこ） 他に御質疑ないようでしたら、私のほうから質疑がありますので、この間、進行を副委員長に交代いたします。

○委員長（さとうまちこ） 不登校児童のことについてちょっと質疑させていただきたいと思います。

神戸市は様々な施策をしていただいております。不登校についても様々な要因はあるんですけれども、学校側の原因について教育長の御見解をお伺いしたいと思います。

○福本教育長 不登校の要因はもう様々だということは、これは全国的なことでありますし、増えているということについてはやはりそれを選択するということが社会の風潮になっていることも大きいと思います。

ただ、それだからといって学校現場が手をこまねいているわけではなくて、やはりどうしたものかということを考えたときに、子供たちにとって魅力のある学校なのかということを考えるべきだと思っています。

先ほどのK O B E ◆ K A T S Uの質疑もありましたが、やはり今の子供たち、価値が多様化になっているから大変なんだ、それで済ますのではなくて、今の子供たちはいろんなことを情報を昔の子供たちに比べてたくさん持ってます。持っているからこそ、やはり自分たちでいろんなことを考えてますので、やはり昔のような画一的な学校ではなくて、それぞれの子供たちがそれぞれの能力を伸ばせるような、いわゆるウイングの広い学校をつくっていかなければ、今の不登校の子供たちも減らないのではないかと考えております。

そして、その大本は働き方改革もありますので、我々、今学校現場のほうには強く言っておりますのは、やはり朝、先生方の勤務は8時に始まって5時に終わると、その中で勝負をしようと、その中の勝負ということは何かいうとやっぱり授業が中心になると思いますね。

行事でも当然部活動でも、本当に子供たちが輝いて、いろいろな価値を共有してきましたけれども、やはり授業をしっかりと、しかもどの学力層の子供たちもしっかりと参加できる授業に変えていこうと、これ非常に大きな転換でございます。

次期学習指導要領でもそのような形になっていくと思いますが、これは本当に一筋縄ではいかない問題だと思います。

よって不登校について対応することは何なんだと、教育委員会ということであれば、やはり各学校現場に対して、それぞれの先生方の子供との対応、その中の中心である授業をどう変えてい

くか、ここに注意していきたいと、そのように考えます。

○委員長（さとうまちこ） 先ほど教育長から一筋縄ではいかないという御意見がありました。

今、全国的にいろいろ教育改革が進んでおりまして、私たちも加賀市への視察も行ったりました。私も山吹小学校、また常石など、様々見て回る上で、やはり授業改革ということが非常に大きなキーポイントになるんじゃないかというふうに思っております。

そこで一筋縄でいかない理由というのはどういったことが考えられるのでしょうか。

○福本教育長 私も長いこと教員をしましたので非常によく分かっております。もう学校の文化というのは、やはり前例踏襲が楽なんでございます。去年のことをしとけば怒られませんので、取りあえずやっとうか。でも子供たちが変化するスピードというのは相当早いわけでございます。

これも先ほどK O B E ◆ K A T S Uでもありましたが、本当に子供たち、明日でも学校の部活動というのは簡単になくなっていくというのが現状でございます。そのことについて子供たちもよく分かってまして、やはり私も校長時代、相当子供たちの部活動に関する考え方が変わってきてるなって本当にしみじみ思っておりました。そういうときに何ができるんかっていうのを考えたときに、やはりそれなりに対応は現場でやってきましたけれども、やはりなかなか前例踏襲の壁というのはなかなか打ち破れません。本当にやっぱりそれを打ち破るためには、やっぱり子供たちとよく話をする、理解をする、保護者とよく話をすると。ややもすれば、やっぱり学校というのはそういう保護者の声を聞いているふうで、いろんな過剰な要求があつたらどうしようとか、いろんな方向に行つたらどうしようかということで、なかなか聞けないようなこともありました。もうここは学校運営協議会等、本当に幅広く学校開いて様々な意見を聞いてやっていく。一筋縄ではいかない理由というのはやはりそういう学校の文化が根強く残っていると、そういうことだと思います。

○委員長（さとうまちこ） 不登校児童数、年々増えておりますが、来年は減るとお考えでしょうか。

○西川教育委員会事務局部長 不登校の数ですけれども、これまで不登校施策につきましては、先ほど出しましたけれども、全小・中学校への校内サポートルームの設置でありますとか、学びの多様化学校みらいポートの開設など、充実した不登校施策を推進してきました。

本市の不登校施策につきましては登校のみを目標とするのではなくて、全ての児童・生徒に多様な学びの場を確保し、児童・生徒の意思を尊重し、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立できることを目指しております。

そのような中で、不登校児童・生徒数が減少することにつきましては、様々な施策を推進してきた成果の1つであると考えております。

近年、全国的に不登校児童・生徒数が増加し続けている中、昨年度から全小・中学校に配置された、先ほど申し上げました校内サポートルームの利用が増加し、出席の形、不登校児童・生徒数に変動が見られることも十分にこれから考えられます。

今年度につきましては、みらいポートを開校したことに加えて、外出できない不登校児童生徒を対象とした新たなオンライン学習環境の提供、さらなる支援につなげるための不登校生徒の実態調査も実施する予定でございます。

今後も学校現場にとって効果的な支援ができますように不登校児童・生徒の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長（さとうまちこ） ありがとうございます。本当に不登校児童数については、小学校のうちから多いというのが非常に気になります。

小学校で不登校になってしまうから、中学校も行きづらいというようなことが起きてはならないというふうに思っているんですね。

名古屋の山吹小学校、イエナプランとか取り入れまして、不登校児童数がゼロというふうにお聞きしています。もしかしたら数人の子はいるかもしれないんですけどもゼロと言えるほどの成果を出していると思うんですね。そのことについて神戸市のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○西川教育委員会事務局部長 不登校がゼロということは本当に素晴らしいことであると改めて思います。ゼロの形に少しでも近づけていけますように様々な取組を展開しているところでございます。

みらいポートでありますとか、くすのき教室でありますとか、その他、様々な本当に市としても施策を展開してますので、その中で、何とか子供たちの生き生きした姿がそれぞれの場所で見れて、例えば、出席認定の話にもなるんですけども、そのあたりで頑張って、少しでもゼロの形に近づけるような、そんな施策を展開してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（さとうまちこ） 今、お聞きした施策というのがどうも対症療法のような感じがするんですね。公教育は義務教育でありまして、子供たちは義務教育を受ける権利がございますので、それを学校とか教員が理由で不登校になってはいけないというふうにはもちろん思うはずですが。

みらいポートも今1校しかございませんで、41名ということ、また西区や北区の子は選びづらいなというふうなことも思っていますので数も足りないのではないかと思っております。

また、いろんな不登校の要因ありますけれども、私たちができることは学校や教員の方々の意識を変えていただくということだと思っております。それで成功している他都市もございますから、そのことについて、もちろんみらいポートもあったほうがいいですし、サポートルームももちろんあったほうがいいと思うんですが、根本的な授業の改革についてちょっと今後のことをお示しいただきたいと思います。

○田尾教育次長 先ほども少し申し上げましたけれども、やはり子供たちが行きたくなる学校を我々としてはつくっていかなければならないというふうに思っております。その中で、さとう委員長がおっしゃるとおり、やはり授業をどう変えていくのかということは、もう私たちが今最優先で取り組まなければならないことというふうに、当然学校現場も我々も認識をしているところでございます。

学校現場に今発信をしておりますのは、やはり40人なら40人、学級の中にいる子供たちの中に、どこかに焦点を当てるような授業をするのではなくって、そこに、目の前にいる子供たちが、自分のペースで、あるいは自分が学び方をしっかりと選択をするというような幾つかの学び方を提供し、子供たちがそれを選んで納得できる学び方、そういった環境をつくっていくことが重要ではないかというようなことで、具体的な事例なども年度の頭に、現在、学びの推進課のほうから指導の重点といったものを学校現場にも示して、それを参考に、教員1人1人が、今年度どういったことを念頭に授業を改善していくのか、何を目標にしていくのかというようなことも、しっかりと目標を設定するというようなことで、学校現場には周知をしているところです。

我々といえども、そういった先生方の努力といえますか、それから工夫、そういったものを今年度は学びの推進課のほうで学校を全て回りまして、その実態を把握し、かつそれを把握

して事務局として、またそれぞれ各学校の必要なところに事務局としては支援をしていくというようなことで、子供たちに対しても個別最適、そして学校に対しても個別最適な支援をして授業の改革をしていきたいというふうに思っております。

また、自由進度学習的な学習・授業なども幾つかの学校で既に先行的に研究をして、そういったものが市内の教員たちも、またそこに行って授業を見せてもらったりとかいうようなことで、非常に活発に動き出しているところですので、またそういったよい報告などもできるように努めてまいります。

○委員長（さとうまちこ） 家庭はいろいろ事情があると思うんですけれども、やっぱり、だったら学校に安心の居場所を感じていただきたいというふうに思うんですね。でも、安心ではないから、その4,700名ほどの児童が学校にも行けていないということ、事実があります。教員の方々の働き方改革っていうのはセットで考えていかなければいけないと思うんですけれども、何よりも、もう前々から今の制度に合わない子供たちが困っている。また、その御家族が困っているということを念頭に置いていただいて、しっかりと抜本的で早急な改革の実行のほうをどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○副委員長（平野達司） それでは、議事進行を委員長に戻します。

○委員長（さとうまちこ） 他に御質疑がなければ、教育委員会関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。

午前中の審査はこの程度にとどめ、この際、暫時休憩いたします。

午後2時より再開いたします。

（午後1時4分休憩）

（午後2時0分再開）

（こども家庭局）

○委員長（さとうまちこ） ただいまから教育こども委員会を再開いたします。

これよりこども家庭局関係の審査を行います。

それでは、報告3件について一括して当局の説明及び報告を求めます。

○中山こども家庭局長 こども家庭局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、報告3件につきまして一括して御説明申し上げます。

初めに、令和8年度国家予算に対する提案・要望のうち、こども家庭局関係分につきまして御説明申し上げますので、お手元の教育こども委員会資料の2ページを御覧ください。

重点項目6-2. 暮らしの安全・安心を守る取組みの推進、1)市民生活・市内事業者に対する支援の拡充として、医療機関・社会福祉施設等の運営に対する支援を要望しております。

3ページに移りまして、重点項目7-1. 子育て環境の充実、1)子育て世帯の経済的負担の軽減として、国策としてのこども医療費助成制度の創設に向けた事業費の確保、幼児教育・保育の利用者負担軽減に向けた財政支援の拡充を要望しております。

4ページに移りまして、2)教育・保育施設等の環境改善に向けた財政支援として、保育士配

置基準の改善、保育人材の確保及び定着の促進を図るための処遇改善、耐震化・老朽改築・大規模修繕等のための事業費の確保、３）こども誰でも通園制度の拡充として、制度の本格実施に向けた対応を要望しております。

５ページに移りまして、４）児童虐待防止対策の拡充として、西区事案に関する検証報告書を踏まえ、児童虐待体制の強化等への支援の拡充を要望しております。

６ページに移りまして、その他項目、４．子育て・教育環境の充実、１）児童福祉施策の拡充として、児童養護施設等における人員配置の充実や、児童養護施設・里親・ファミリーホームにおける進学支援の充実のための財政支援の拡充、児童虐待未然防止及び再発防止に対する財政支援等の拡充、７ページに移りまして、新・放課後子ども総合プランの推進に対する財政支援の拡充を要望しております。２）教育・保育施設や自治体の負担軽減に向けた取組みとして、施設型給付費等の申請手続きの簡素化を要望しております。

以上、令和８年度国家予算に対する提案・要望について御説明申し上げます。

続きまして、８ページに移りまして、工事請負契約の締結のうち、こども家庭局関係分につきまして御説明申し上げます。

議決対象である５億円以上の工事請負契約につきまして、（仮称）新北区文化センター建設機械設備工事ですが、当局が関係する児童館などの合築整備に伴う機械設備工事について契約を締結しようとするものです。

なお、本件につきましては、６月３日の経済港湾委員会においても審議される予定になっております。

続きまして、９ページに移りまして、神戸市立児童センター条例施行規則改正案の意見募集手続きにつきまして御説明申し上げます。

１．趣旨ですが、神戸市立児童センター（こべっこランド）では、土・日・祝日や夏季繁忙期は特に多くの御利用があり、駐車場への入庫待ちの車列による渋滞、路上における駐停車等が発生し、近隣住民へ御迷惑をおかけし、交通安全の妨げになっています。

また、当駐車場は併設しているこども家庭センターの駐車場でもあります。満車のため同センターの利用者が駐車できない状況も発生しています。これらの課題の解消を図るため、条例施行規則を改正し、駐車場使用料や減免事由の変更を進めるに当たり、市民からの意見募集手続きを行います。

なお、駐車場使用料の引上げには、使用料の上限額を設定している神戸市立児童センター条例の改正が必要になるため、改正条例案を令和７年第２回定例市会に提出する予定です。この条例案が原案どおり可決された場合に本規則を改正します。

２．意見公募の方法等ですが、意見募集期間は令和７年６月４日から７月４日まで。資料の閲覧場所、意見の提出先及び提出方法は記載のとおりです。

３．意見募集後の予定については、令和７年９月頃に条例改正案の議案を市会へ提出するとともに、意見募集の結果を報告します。

条例改正案の議決後、施行規則を改正し、令和８年１月１日に改正条例並びに改正施行規則を施行します。

１０ページに移りまして、意見募集時の閲覧資料です。

１．改正の趣旨は先ほどの説明のとおりです。

２．改正案の概要ですが、（１）駐車場使用料について、現行では全日１時間あたり３００円（１

台20分につき100円）の使用料としているところ、変更案では、夏季繁忙期を除く平日は1時間あたり300円（1台30分につき150円）に、土・日・祝日および夏季繁忙期は1時間当たり500円（1台30分につき250円）に改めます。

11ページに移りまして、（2）駐車場使用料の減免事由について、現行では、こべっこランド、こども家庭センターの施設利用者は、全日、入庫後2時間まで駐車場使用料を無料としております。

変更案では、こべっこランドの施設利用者に対する現行の取り扱いを廃止して、利用時間に応じた駐車場使用料を徴収する。一方で、こども家庭センターの施設利用者につきましては、全日、こども家庭センターの利用時間分の駐車場使用料を無料とするよう拡充します。

また、追加事由として、市長が特に必要があると認めるときは、市長がその都度定める額の減額又は免除とする規定を追加します。

なお、対象者は神戸市がこべっこランドで現在も実施している発達支援事業に参加される方を想定しております。

（3）ですが、今回の駐車場使用料や減免事由の変更に伴う財源については、こべっこランドの魅力向上に活用し、より利用しやすい施設づくりに努めます。

以上、報告3件について御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（さとうまちこ） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより順次質疑を行います。

まず、報告事項、令和8年度国家予算に対する提案・要望についてのうち、こども家庭局関係分について御質疑はございませんか。

○委員（なんのゆうこ） 6ページの児童虐待の未然防止に関するところでの質問なんですけれども、神戸市では親子のための相談LINEというのがあると思うんですが、これの相談件数を教えていただきたいんですが、内訳で、そのうち親からの相談と、本人からの相談も、もしデータがありましたら教えていただけますでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 申し訳ございません。ちょっと、今すぐには数値が出せませんので、また後ほど御報告させていただきます。

○委員（なんのゆうこ） すみません、ごめんなさい。そしたら、虐待が発生して児童相談所などへ入所したりとかすると思うんですけれども、その際の保護者、親への対応、虐待している親への対応というのはどのように今現在行っているのでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 虐待の通告があった場合に、保護者への接触にしましては、まずは通告内容をしっかり我々としても確認した上で、緊急に動く必要があるというものについては、直ちに子供・保護者と面接した上で虐待事実の確認を行います。その上で、虐待事実が確認されましたら、必要な措置——一時保護等ですね、一時保護する、しないということもあるんですけれども、しないケースについては在宅においての指導を継続していくということにしております。

○委員（なんのゆうこ） ありがとうございます。具体的なその保護者の方への指導というのは、こういったことをされているのでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 保護者と面接を行いまして、その虐待に至った経緯などを確認するというようにしております。その虐待に至った経緯、様々な問題があると思うん

ですけれども、例えば子供の育てにくさであったりとか、保護者自身のその御病気が何か影響されているであったりとか、時には、やはり経済的な問題が影響するというようなこともありますので、そのあたりの問題を丁寧に聞き取った上で、それらへの対策というのを保護者と共に考えていくというふうにしております。

あと、それとすみません、先ほど御質問いただいた親子のための相談LINEの令和5年度の相談件数、総数なんですけれども366件というふうになっておりまして、保護者から何件、児童から何件というあたりはちょっと今のところ分かりませんが、全体の件数は以上のようになっております。

○委員（なんのゆうこ） ありがとうございます。やっぱり虐待の内容で、保護者の方の問題というのは結構やっぱりあるのかなと思います。保護者の方もやっぱり悩みとか、いろいろ抱えていらっしゃると思いますので、お子さんを入所させて引き離すということは大事なんですけれども、やはりその後、お子さんが退所後、また御自宅に帰られたときに、再発しないように、やはり保護者の方への伴走支援っていったものもしていただきたいなと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 委員おっしゃるとおり、虐待の対応というのは保護者を責めるとか、虐待をとがめるだけでは、やはり解決しませんので、その裏にある背景をしっかり把握した上での、その世帯全体に対する支援というところが必要になってきますので、そのあたりは我々もしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○委員（なんのゆうこ） 引き続きよろしくお願ひします。その中で、1件ちょっと相談があった方がいらっしゃったんですけれども、19歳の大学生の方で、お母様とお二人暮らし、お母様から結構虐待を受けているようでして、以前こども家庭局のほうに、こういった場合はどうしたらいいんですかっていう御相談をさせていただいたんですけれども、もう19歳で成人ということもありまして、今まで18歳までの間にこども家庭局のほうにその虐待の相談をされている場合でしたら、継続しての支援というか、そういうのもあるんですけれども、そういったのがなければ、やはり成人なので、ちょっとできないというお答えだったんですけれども、そのあたり何か対策とかってないんでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 これも委員おっしゃるとおり、児童相談所の基本的に対象年齢としては18歳未満というふうになっておりますが、法改正されてくる中で、児童自立支援事業というのがございまして、こちらにつきましては、二十歳までのお子さんを対象としております。

もしも、そのお子さんがそういうふうな事業の利用というのを希望されるのであれば、我々としても相談に乗っていく余地はあるのかなというふうには思いますが、そのお子さんが家庭で受けていらっしゃる虐待の内容によりまして、ちょっと対応というのを検討していかないといけないのかなというふうに考えております。

○委員（なんのゆうこ） ありがとうございます。成人が18になったということですので、成人と未成年と分けないといけないところはあるかと思うんですけれども、やはり、急にちょっと19歳になった途端に支援が切れるということでは、やっぱり困る方もいらっしゃると思いますので、そのあたりもまたちょっと柔軟に対応していただければと思います。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 他に。

○委員（前田あきら） すみません。私からも児童虐待防止対策の要望についてお聞きをしたいと思います。

先年の、その西区の事例検証委員会の報告の提言を踏まえて、今回具体的に国に御要望することとなったと、今先ほど御説明もありました。その内容について、具体的には6ページ以降の項目、4項目にわたって要望されてるんですけど、ちょっと1つ目の児童福祉法に基づくこども家庭センターの職員等の配置基準について法整備を求めているわけなんですけど、これ具体的にはどのようなことをお求めになっているんでしょうか。

○丸山こども家庭局副局長 2023年6月に発生しました西区の児童死亡事案に関する児童虐待死亡検証委員会の報告書において、書かれている内容としましては、国が示すこども家庭センターガイドラインでは児童人口に応じた配置人員の基準が示されているが、法定化はされていない。こども家庭センターの運営に要する費用については、地方交付税措置と補助金による財政支援が行われているが、特に交付税措置について金額や積算の根拠が明確ではないことから、そういったものを要望するというような報告書の提言になっております。

こういったことから、神戸市としましては、こども家庭センターの職員配置基準の法定化と職員配置基準に見合った財政措置を要望しております。

○委員（前田あきら） ちょっと言葉が、法律の言葉と、今実際神戸市が宣言されてるセンターのと、ちょっと混乱してあれなんですけど、要は区役所の支援のことを想定されているこども家庭センターの配置——職員配置基準のことだということなんですけども、国のほうには要望されてるんですけども、神戸市としてはこれは配置基準は満たされていらっしゃるんですか。

○丸山こども家庭局副局長 国が示しているのはガイドラインの最低の配置基準ということですけども、神戸市はこれについては心理職以外の職員については配置してございますけれども、心理職は必要な場合におきましては、神戸市で有している児童相談所の心理職が必要な心理的ケアを行ってございます。

業務に関しましては、令和6年4月の改正児童福祉法の施行によりまして、市町村に児童福祉機能と母子保健機能を一体的に運営することというふうになっておりまして、本市では既に各区にこの両機能を兼ね備えたこども家庭支援室を従来から設置しておりまして、これをこども家庭センターとして位置づけております。この内容は、国のこども家庭センターの機能を満たしていると考えております。

○委員（前田あきら） ちょっとその辺はもう今日、あまり議論しませんが、今回の検証報告書の主張とちょっと神戸市さんの言われていること、ちょっと食い違ってる部分があるんですけども、いずれにしても、その対応を強化せなあかんということで、今年度予算で足りてなかった中規模区に当たる東灘・垂水区・西区については区役所の担当職員を増で予算措置されて配置したということなんですよね。だけど、心理士について、この中規模で当たるところについては1名ずつ配置してくださいよっていうふうになってるけども、これは本庁といいますか、こちらから行って、そのバックアップする機能があるから機能を満たしてるんですっていうのが神戸市の答弁だと思います。今、具体的にその機能を満たしてるっていうのは、この現場にはどのような支援、今されてますか。

○丸山こども家庭局副局長 御案内の3区につきましては、国のガイドラインの基準によりまして、児童人口の多い区で、心理職の配置が必要とされておりますが、昨年度からこのガイドラインで基準が示されたことから、1名の心理職を児童相談所のほうから各区3か所のほうに複数回出務

させていただきまして課題の整理を行ってまいりました。

今年度は、さらにその検討を進めるために、先ほどの3区につきまして、3名の心理職がそれぞれ月2回、該当の区のほうに出務をさせていただきまして、課題の整理を行っております。

具体的には、虐待対応の区の実務を把握するために、要保護児童対策地域協議会——いわゆる要対協が行う実務者会議などへの出席、それから実際に虐待ケースに関して家庭訪問を区の職員が行う場合の同行等を行っているところでございます。

○委員（前田あきら） 複数区、いわゆる中規模区に対しては、月2回程度3名が——3名応援スタッフがいて、その人がそれぞれ3区に渡るってということで、要対協の実務者会議に出るのと、同行するってということなので、これ月2回って絞ってるわけじゃなくて、何か同行する要請があったときに行くってということなんですか。それとも、どういうことなんですか。

○丸山こども家庭局副局長 月2回の出務は決めておりまして——といいますのも、児童相談所を本務としておる心理職のほうが行いますので、要請があったときに行くというところまでは今年度はまだ今のところ考えておりませんで、月2回、決まった日に出向いて、そのときに実務者会には参加はさせていただくんですけれども、それ以外の時間につきましては実際に区の職員がどんなケースにどのように対応しているのかっていうところを、今まで区のその職員と同行するというようなことはやっておりませんでしたので、実際に心理職が同行する中で今後こういったことが専門性を発揮しながら、区の職員と協力して虐待対応に当たれるかというところを、まずは事例を集めて協議していくということで進めております。

○委員（前田あきら） 分かりました。何か要請があったんではなくて、出務の日に、いわゆる家庭訪問する日があれば同行して、その実態を把握して、それを現場に返したり、場合によっては本庁のほうに戻してしっかり議論されて把握されるってということなんですから、本来で言えば、しっかりそこにいていただけたらいいなと思うので、ぜひ今回の検証も踏まえて、どういう配置が適切なんかっていうのはちょっと検討もしていただきたいし、同時に、この内容で心理士も含めて財政措置を今回国に求められてるっていうわけですから、その実態、国が求めている、法が求めている実態に応じたやっぱり対応が必要になってくるかなというふうに思います。これ、ごめんなさい、事前に聞いてたんですけど、3つの行政区には月2回なんですけど、ほかの行政区は行かれてますか。

○丸山こども家庭局副局長 今年度につきましては、この3区を予定しております。ガイドラインの基準に従えば、心理職が必要なのはこの3区のみということになるんですけれども、今後は配置が不要とされている区も含めまして、最も適切かつ効果的な手法で心理的側面からのケアですとか、児童虐待対応等を行うことができるのかということにつきましては、全市的な観点で検討する必要があると考えておりまして、そこで市の組織として児童相談所を設置している本市の状況ですとか、心理職の業務負担、それから1人で執務するということになりますので、その責任の重さなども含めながら、総合的に検討を進めていきたいと考えております。

○委員（前田あきら） すみません、ほかの行政区は要対協の実務者会議のときにいられていない、1人も応援に行っていないですか、月1回も。

○丸山こども家庭局副局長 今年度は、ほかの区には出務しておりません。

○委員（前田あきら） 分かりました。多分、確かに行政区で複数、多いところだったら大変だっているものもあるんだけど、当然、国のガイドラインでは示されてないけど、ほかの行政区だって同じ課題を抱えているわけですから、そこはなかなか人員体制でその配置ができてないのかもしれない。

れないんですけど、そこも含めてちょっと検討していただいて、今年度でもできる範囲で、モデル的にもその3行政区に限らずに、ほかの行政区にも行って支援していただきたいというふうには思います。

その点で、そういう具体的な努力をしていただいているということになると、やっぱり法の要請に応えた職員、正規職員をしっかりと配置していく必要が——心理職がね、必要になるかと思うんですけども、年度当初で心理士・心理判定員、正規10名と育休代替5名の今募集を行っていたと思うんですけど、今募集状況どうなっていますか。

○藤田子ども家庭局子ども企画課長 心理の区分につきましては、申込みを今受け付けたところでして、30名以上の正規職については応募があったところでございます。

○委員（前田あきら） 30名、両方足していることですか。

○藤田子ども家庭局子ども企画課長 失礼しました。合計で30名です。

○委員（前田あきら） ちょっと、どちらにしても、心理士これから取り合いになると思うので、それは予算の枠内があるのは分かるんですけども、やっぱり能力があって、意欲のある方がね、もしも来られてるようであればね、この定数、募集枠10名と代休5つというふうに書いてあるんですけど、それ枠を超えて押さえていただきたいと思うんです。それは可能なものなんですか。

○藤田子ども家庭局子ども企画課長 各自治体とも、やはり心理士の配置につきましては御懸念のとおり、同様の状況です。人が、やはりたくさん、いろんな自治体で募集がかかっております。そういった意味では、いい優秀な人材をなるべく確保したいというふうには思います。

ただ一方で、決められた職員の定数等々がございまして、そういった問題がございまして。ただ、いずれにいたしましても、しっかりと必要な数を——優秀な人材を確保するというところで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員（前田あきら） すみません、心理士さんは、ほんまどこでも足らなくて、できたら児童相談所、一時保護所についてもね、今後配置していかなあかんことなので、定数の管理の部分で御苦労されてると思うんですけど、いざ必要になったときには募集がありませんとかね、コロナのときみたいに、急に需要があったときに保健師さんを一気に雇ったときに、そこのケアをどうするんだっていうこともやっぱり当然出てくるんですよ。今回の検証委員会の提言の中でも、やっぱり採用したはいいけど、そこのケアとかいうこともしっかりしましょうっていうことが書かれてあるので、そこはほんまに30名っていう方が応募されてるんであれば、ちょっと市長にお願いしてでもですよ、しっかり確保、これ強く要望をしたいと思います。

それで、あともう1点だけちょっとお聞かせ願いたいんですけど、要望、5つ目のチョボで、児童虐待の世代間連鎖を予防するために新たな支援制度を構築することというふうに御要望あって、これ検証委員会の中に書かれてる文章が多分、ほぼそのままだとは思いますが、具体的にどういうところを想定されているのかということと、同時に国の要望を待たずに、神戸市としてもこうやっていかなあかんことだというふうに書かれてると思うんですけど、その辺どういうふうに今、どこにちょっと力を入れていらっしゃいますか。

○丸山子ども家庭局副局長 世代間連鎖に関する要望についてでございますけれども、非常に平たい言葉であるのが非常に難しい——ではあるんですけども、検証報告書の中では今回の事例の親世代の幼少期のことについて検証がされて、指摘がされています。小児期に不適切な養育の影響が成人期にまで及ぶ場合には、小児期からの医療とか福祉面、具体的には医師の方ですとか、学校の先生方がこうではないかというふうな御意見があるようなことは継続して実施ができるよ

うに、成人期に至るまで実施ができるような財政的制度面の支援を国に求めるというようなことが提言書——報告書の中には書かれています。

具体的にというのが、もうそれが具体的なことにはなるんですけども、神戸市としましては医師や学校の教員なども、子供に関わる複数の分野の専門職が必要性を指摘する場合には、一時保護ですとか、施設措置などの社会的養護による対応をより積極的に実施できるような法解釈を明示していただきたいというようなことと、先ほどありました小児期の不適切な養育が成人期まで影響が及ぶようなことが予測される場合、こういったことは世代間連鎖を防ぐために、小児期からの医療・福祉面での支援が成人期にも継続して行えるような財政的・制度的な支援制度の構築を国に求めるものでございます。

○委員（前田あきら） すみません、ちょっと答弁しづらい質問して申し訳ありません。

今回の事例でのその対応っていうのはね、もちろんあると思いますし、その中で拾えたものについて対応することは大事なんですけど、今回、検証委員会の最後のまとめの中で世代間連鎖を断ち切ることができなかった、その要因には、個々の体制、職員の専門性の問題もあるんだけど、加えて、家庭的養育を担う里親への委託が低調であるとか、治療的環境を十分に保障できる施設が少ないこととかね、家庭養育から子供を分離する消極的な考え方がまだ行政に根強いんじゃないでしょうかっていうことで、何個か例示もされてるので、やっぱり、もちろん国に求めていて、財政措置を求めるっていうのは当たり前っていうか、していただきたいし、今のやっぱり神戸市の事例も、国のほうにもしっかり分析していただいて、そこに今の虐待の困難性、対応に対する困難性に見合った職員配置と財政措置をしっかりと国に取っていただくことが僕大前提だと思うんですけど、同時に、提言されていて、国待ちにならず、できることについては、神戸市でも検討していただいて、今回の事例を軸にして、しっかり対応していただきたいということを要望して終わりたいと思います。

○委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 次に、報告事項、工事請負契約の締結についてのうち、こども家庭局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） 次に、報告事項、神戸市立児童センター条例施行規則改正案の意見募集手続きについて御質疑はございませんか。

○委員（前田あきら） すみません。続けて質問させていただきます。今回の条例施行規則の改正、条例改正を前提に今回意見募集をされるということで、先ほど御説明の中で、こべっこランドの車の利用が特に繁忙期多くて、駐車場が満杯になってますということへの対応というお話だったと思います。その今回の改正は、こべっこランドの駐車場の混雑とそれに伴う周辺道路の渋滞対策ということなんですけども、今の収容台数と利用状況はどうなっていますか。

○若杉こども家庭局副局長 駐車台数につきましては60台ということになっております。それで24年度の状況でございますけれども、まず1日平均の台数でございますが、119台の御利用、土・日・祝日につきましては198台の御利用という状況になっております。

○委員（前田あきら） 回ってないっていう状態ですよ、これ土・日はね。いっぱいになるということなんですけど、この車の利用者がこれだけ来るっていうことなんですけど、これ全体の利用者の率でいうと、大体自動車の御利用の方っていうのはどのぐらいの利用になるんですか。

○若杉こども家庭局副局長 お車の利用の方は2割程度ということでございます。

○委員（前田あきら） ごめんなさい、まとめて聞いたらよかった。利用者で自動車が2割なんですけど、ほかの利用者はどういう公共交通機関を使っているのでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 地下鉄海岸線が約6割、バスが5%、そのほか徒歩・自転車等で15%の方という、そういう内訳になってございます。

○委員（前田あきら） この利用率っていうのは、ちょっと事前にヒアリングすると想定範囲内だったというふうには聞いてるんですけど、とすればですよ、今回駐車場がいっぱいになってから今まで無料だったものを一律有料にするっていうふうにおっしゃってるんですけど、台数、そもそも足らなかったんじゃないですか。ちょっと計画自体が交通アクセスがちょっと不十分だったんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 移転に当たりまして、周辺の駐車場の状況、またこのエリアの全体的な状況、そういったものを勘案しまして、それを前提といたしまして平成28年度に当時のこべっこランドの利用者の方に対してアンケートを実施いたしております。

その際の数値、また国土交通省が5年に1度実施しております周辺道路交通量調査——道路交通センサスでございますけれども、それで近隣の道路の利用状況、そういったものを調査しまして、それらを勘案しまして60台ということで設定をさせていただいたという次第でございます。

○委員（前田あきら） じゃあ、何で混雑するんですか。

○若杉こども家庭局副局長 混雑の状況なんですけれども、終日混雑しているというわけではございませんでして、8時半から駐車場が利用できるわけなんですけれども、大体9時ぐらいから利用状況が増えてきて、その後ピークを迎えると。今現在ですけれども、そのこべっこランドの利用者の方については2時間減免を受けられると、無料ということになってまいりますけれども、そこで一旦ピークができて、またその2時間利用された後、また次の方の利用者のピークが来るということで、土・日・祝日についてはそういった形で断続的にピークが来るということでございます。

なぜそういう状況になるかというところでございますけれども、これ、お車で利用されている方にアンケートもいたしましたけれども、やはりこの2時間の無料措置、これがあるということで利用されるというのは傾向としてははっきり出ております。

当初の想定のところでは、1時間半程度の利用想定をしていたところなんですけれども、やはりこの2時間の減免措置というのが結果的に利用状況の中で、実際の使用時間につながっているという、そういった状況でございます。

○委員（前田あきら） 2時間無料にしたことで、1時間半って想定してたけど、ゆっくり遊んでいただける環境が生まれたっていうことですが、本来はありがたい話だったと思うんですよね。ただ、それで60台の台数がやっぱりちょっと今の現状というかね、子育て世代のこべっこランドへの期待にちょっとそぐわない台数だったんじゃないかなろうかっていうふうには思います。それに対して、やっぱりできた当初から、結構周辺の方から苦情が来ていると。入るだけでも並ぶっていうことですから、空いててもね。かなり苦情が多かったと私ちょっと聞いているので、ちょっとそこ、ハーバーから和田岬に移転、結構拙速に進めたなって感があるんですけど、ちょっとその周辺調和との関係で、本当に十分に意見が取れたのかなというところについては、ちょっと疑問に思うんですけども、ちょっとここはもう話を進めたいと思うんですけども、今回の有料化でこども家庭局さんは、じゃあ有料化しましたということで、いわゆる自動車の利用数を

減るっていうふうに想定はされてるんですね、だって混雑緩和を狙ってるわけですから。そして、どの公共交通機関を利用していただこうと思っているのか。利用者を減らすわけにいかないですから、そうですね。今回の有料化で、どれくらいの財源を生み出されると試算されていますか。

○若杉こども家庭局副局長 自動車利用につきましては交通渋滞の緩和ということですので、周辺駐車場、公共駐車場も和田岬駅前にございますので、そういったものを御利用いただくという前提と考えております。その上で、駐車場の利用料金の収入と、今警備員の方に立っていただいて誘導していただくというようなことをしておるんですけれども、その警備の人数の減というようなことを今後実施してまいりまして、結果的に今のところ3,000万円の収入ということで見込んでおります。

○委員（前田あきら） ごめんなさい、今の言い方ですと、和田岬の駐車場に誘導しようとしてて、お車の利用の数は変わらないっていうふうに想定されてますか。

○若杉こども家庭局副局長 すみません、ちょっと言葉足らずでございました。もちろん、車自体も減るという見込みもしております。車を利用される方については、こべっこだけではなくて近隣の駐車場も利用してくださいという趣旨で申し上げたつもりです。その上で、公共交通機関につきましては、やはり和田岬駅前から5分ということでございますので、海岸線の利用を促していきたいというふうに考えております。

○委員（前田あきら） 海岸線の利用をできたらしていただきたいなということだと思うので、当然そうなりますと、ちょっと・・・ガソリン料金は別として、公共交通機関を利用されて負担されて来られるということですから、3,000万の財源——仮にですよ——有料化した場合、それだけ生まれるということで、こべっこランドの魅力向上に活用して、利用しやすい施設づくりに使うんだって書いていますわけですから、やっぱり利用者の交通便利に使われるっていうのが本来の筋だと思うので、例えば、有料化するけれども、自動車から地下鉄に転用しても家族構成上、あんまり不具合が生じないような御家庭はぜひ地下鉄海岸線使ってくださいっていうのであれば、3,000万の一部を利用して減免支援策検討すべきではないかなというふうには——地下鉄の減免必要かなと思うんですが、いかがでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 地下鉄海岸線の御利用の促進につきましては、現在交通局ともどういことができるかということで協議・調整を進めているところでございます。やはりこの生み出される収入につきましては、何よりこべっこランドの魅力向上に充てていくというのが重要かと考えております。その上で、今委員から御提案いただきましたけれども、何ができるかというのは、これからもう少し時間をかけて考えさせていただきたいと考えております。

○委員（前田あきら） ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと同時に、やっぱりね、子供連れっていう点で、バギー利用者も結構いらっしゃるんで、やっぱり自動車の利用を引き続きね、有料やけどやっぱり和田岬に移っていただくということなので、そこに対する配慮も要るかと思います。たしか日曜日は、今の有料部分よりも、こちらのほうが、和田岬のほうが安くなるので誘導されるであろうって、多分検討されてると思うんですけど、ぜひもう一歩援助していただいて、結果的にですよ、これ3,000万もらって駐車場の交通警備の人がいなくなるわけですから、保護者からいただく分以上の財政が生まれるはずなので、やっぱりほかの和田岬の減免も含めて、ちょっと誘導策も検討していただくことを併せて検討を、これはもう要望しておきますけど、よろしくお願いします。

そもそもは、ちょっとほんまに有料化する本来の台数の検討が掛け違ってたんじゃないかなと。せっかく無料で来ていただいているのに、有料化するっていうのはね、これだけ喜ばれている施設なので、ちょっと本当に申し訳ないなというふうに思うので——いろんな理屈があると思うんですよ、自動車じゃなくて、環境負荷の少ない公共交通機関を利用していただきたいんだとか言うんだったら分かるんですけど、ちょっとこちらの事情でやっぱり有料化しちゃってるので、やっぱりそこはちょっと疑問符がつくかなというふうには思いますので、その辺はちょっと含めて検討して、拙速な、ちょっと御意見聞いていただけるということなので、そこで出てきてるパブリックコメントの要望も踏まえて再度検討もしていただきたいと。仮に有料化するのであれば、ちゃんとこべっこランドに活用していただくと。ちょっとほかのところを取られないように、しっかり確保していただきたいと、これ要望したいと思います。

あとちょっと関連で1点だけお聞きをしたいんですけども、先日、未来都市創造特別委員会が市民報告会を行って、その際に、いわゆるこべっこランドのような子育て施設に対する御要望がその場でちょっと出されたので、ちょっと御紹介をしておきたいというふうに思います。

その方は重い自閉症や重度知的障害者の子供や兄弟を持つ家族の負担の軽減のために利用しやすい公共施設の充実を求めるということで、特に施設そのものが障害児の親が周囲に気遣ってちゅうちょせずに遊べるような、そういう施設であってほしいということが要望として出されました。

それで、以前こべっこランドがこちらに、和田岬に移ってきたときに、繁忙期っていうものもあったので、いわゆるヘルパーさんが必要な障害児を抱えている方については、複数っていうことで団体扱いをかつてされてたということなので、団体扱いになると土・日・祝日、繁忙期っていうのはお断りするっていう流れだと思うんです。これは改善はしていただいているということでしょうか。

○若杉こども家庭局副局長 今、委員からお話しいただいたとおりでございますけれども、今団体というのは、10人未満か10人以上かというところで仕分けているところでございます。現在は利用できるというところでなっております。

○委員（前田あきら） ありがとうございます。そういう対応をいただいていると。そういう対応をいただいて、だけどやっぱり混雑時になると、やっぱり重度の障害を持たれてる子供を親やヘルパーが連れていくときに、やっぱりなかなか抵抗があるということなので、でもやっぱり、今こども家庭局さんが、こべっこランドですとか、神戸市として西神中央や岡場や六甲アイランドに造りましたこべっこあそび広場ですとか、区役所とか、北須磨支所にあるような、おやこふらっと広場っていうのは、本来はそういう方も含めて気軽にお使いいただける施設なんだということで、これ活用されてるっていうことでよろしいですか。

○丸山こども家庭局副局長 委員御案内いただきましたこべっこあそび広場ですとか、各区役所等にありますふらっと広場につきましては、子育て中の親子同士の交流ですとか子育て相談、それから保護者が見守る中で子供たちが遊べる施設として運用しております。職員も常時2名以上配置することで利用者の安全確保や適切な対応ができるように体制は整えているところです。

安全を確保しにくい状況等であれば、職員が個別に声かけを行うなどして安全管理に努めているところでありまして、これまでも、医療的なケアを受けているような、酸素のチューブをつけておられるようなお子さんといった機器をつけたお子さんや車椅子を使っているお子さんでも当広場を利用していただいているような状況でして、引き続き幅広い親子の方に利用していただ

るように、安全確保もできるような運営に努めてまいりたいと考えております。

- 委員（前田あきら） ありがとうございます。ぜひ、そういったスタンスで、そういう開かれているインクルーシブな施設なんですよっていうことを広報も設定していただいて、安心して使っていただける施設として改善していただけるよう要望したいと思います。

終わります。

- 若杉子ども家庭局副局長 すみません、今、前田委員からの御質問の中で、ちょっと私答弁させていただいたところ、誤りがありましたので、1点訂正させていただきたいんですけれども、団体利用のところ、現状でございますけれども、10人以下と11人以上ということで分かれておりまして、10人以下でございましたら事前の申込みは不要と。11人以上になりましたら事前の申込みをしていただくという、そういった状況になってございます。

- 委員（前田あきら） すみません、ありがとうございます。だから、11人以上ですと団体扱いになっちゃうから、引き続き要望はいただけるけど、基本的には繁忙期はお断りしてるというのが今の現状で、いわゆるヘルパーさんプラスアルファっていう2～3人になると、もう団体扱いしなくなったから、今は繁忙期でも申し込みしていただいて御利用いただけると。特に、日曜日行きたいなって言ってるときも、これ今行けるような状態に改善していただきたいということですね。はい、ありがとうございました。

- 委員長（さとうまちこ） 他にございませんか。

（なし）

- 委員長（さとうまちこ） 次に、子ども家庭局の所管事項について御質疑はございませんか。

- 委員（前田あきら） すみません、連続で申し訳ありません。1点だけ確認したいと思います。

本委員会で繰り返し要望してきましたけれども、ようやくすこやかプラン2029で全ての学童保育施設の昼食の提供をするということが盛り込まれました。

それで、今年度民間事業者や給食センターの調理施設を活用したモデル実施を検討しているというふうに思いますが検討状況はいかがでしょうか。

- 若杉子ども家庭局副局長 まず、今年度お弁当と給食センターを利用するという、2つございます。お弁当ですけれども、まず利用地域の拡大ということを念頭に今進めているところでございます。昨年度も実施していただきましたが、株式会社万福と協議を進めておりまして、今年度につきましては兵庫区、すみません、従来は東灘区・灘区・中央区ということでございましたけれども、兵庫区についても利用できるということで、場所の拡大を今協議・調整を進めているところでございます。

給食センターにつきましては、本年1月より供用開始をいたしました第一給食センターの運営事業者である株式会社東洋食品さん、こちらと協議を進めております。事業につきましては自主事業という位置づけでございますけれども、垂水区の一部の学童保育の施設で給食を提供するというので今協議・調整を進めているところでございます。

- 委員（前田あきら） すみません。ということで、今議論として動きがあるのは、東灘・灘・中央に今回プラス兵庫区の――受けれる量もあるので、全部の施設じゃないと思うんですけど、受けれるところの施設と、給食センターは垂水区の今一部を想定されているということ。ほかの行政区について何か検討、今ないですか。

- 中山子ども家庭局長 今申し上げた万福につきましては、東灘・灘・中央・兵庫で提供ができるというふうに聞いておりますので、この施設を4区の学童保育施設に御案内をしていると。それ

以外にでも、3社ほど全区でありますとか、あるいは地域によっては提供ができるといったこと
をお伺いしておりますので、そうした事業者の御案内も、ほかの区の施設にもさせていただ
いておりますので、全市域的に提供ができる事業者というのは見つかっておりますので、御利用
いただけるように学童保育施設のほうに御案内をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員（前田あきら）　ということは、今年の夏はかなり拡大——まあまあ、受けるかどうかは別
なんですけど、拡大されそうということですか。

○中山こども家庭局長　御案内はさせていただきまして、1つ学童保育で昼食提供するときにネッ
クになっていたのが、やはり事業者がなかなか見つからないということ。それから、予約をする
といったところで、システムを使ってやり取りができて、決済などもできましたら、それは学童
保育施設のほうにあまり負担なくできるということになりますので、そうしたシステムを使いな
がら学童保育に昼食は提供できる場所はないかというので、我々のほうで探しまして、そうし
たことが対応可能だというお話も伺っておりますので、それを前提に学童保育施設のほうで御利
用いただけるように、しっかりと説明をしていきたいというふうに思っております。

○委員（前田あきら）　あと数か月だと思いますけれども、ぜひ頑張ってください、希望される
ところがやっぱりしっかり対応できるようにちょっと努力もしていただいて、2029を待たず、全
市で実施、全区で施設で実施できるように強めていただきたいということを要望して終わります。

○委員長（さとうまちこ）　他にございませんか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ）　他に御質疑がなければ、こども家庭局関係の審査はこの程度にとどめ
たいと存じます。

当局どうも御苦労さまでした。

なお、委員各位におかれては、こども家庭局が退出するまでしばらくお待ち願います。

○委員長（さとうまちこ）　それでは、これより意見決定を行います。

まず第51号議案については、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（さとうまちこ）　それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、請願第6号について、各会派の御意見をお伺いいたします。自由民主党さん。

○委員（植中雅子）　請願第6号、神戸市小学校の学校給食における牛乳の選択制導入を求める請
願は、自由民主党は不採択とさせていただきます。

理由のその1、まずカルシウムについては、1日に必要な量の50%が学校給食の基準値とされ
ており、成長期の児童・生徒の心身の健全な発達のためには、基本的には学校給食における牛乳
の飲用は推奨すべきものと考えています。

その2です。アレルギーのために牛乳を飲むことができない児童については、もう既に学校生
活管理指導表を提出していただき、牛乳の提供を中止しています。

また、アレルギー以外の理由で牛乳が飲めない児童についても、その事情を確認した上で提供
中止の手続きを行っていて、個々の状況に柔軟に対応していると思います。

SDGsの推進の観点を踏まえれば、できたらこの食品ロスへのさらなる対応をお願いいたし
まして、不採択といたします。

○委員長（さとうまちこ）　日本維新の会さん。

○委員（なんのゆうこ） 請願第6号について、日本維新の会は採択を主張いたします。

国の学校給食摂取基準や食育の観点からも、効率的にカルシウムが摂取できる牛乳を推奨する当局の見解については理解するところですが、牛乳以外の食品、例えば小魚ふりかけなどの食品でもカルシウムを摂取することが可能です。現在、中学校給食については牛乳の飲み残しによる食品ロスの観点から、牛乳の選択制が導入されており、小学校でも牛乳以外のカルシウム摂取方法の選択肢を増やすことで、飲み残しによる食品ロスを減らすことが可能ではないかと考えます。

また、学校給食は全ての子供たちにとって楽しい時間になることも食育の観点から必要ではないかと考えます。よって、採択を主張いたします。

○委員長（さとうまちこ） 公明党さん。

○委員（坂口有希子） 請願第6号については、公明党は不採択を主張いたします。

学校給食では、1日に必要なカルシウム基準量の50%を摂取できるよう、文部科学省により基準が示されています。牛乳には良質なカルシウムがたくさん含まれ、同時に食べるほかの食品のカルシウムの吸収を高めるとも言われており、毎日摂取する習慣を生涯にわたって身につけることは、健康な心身を育むために大変重要で効果的であると考えます。

また、本市の小学校においては、アレルギーやアレルギー以外の理由で飲むことができない児童についても、個々の状況に応じて柔軟に対応しているため、不採択といたします。

○委員長（さとうまちこ） 日本共産党さん。

○委員（前田あきら） 請願第6号、神戸市小学校の学校給食における牛乳の選択制導入を求める請願の件については、日本共産党は採択を主張します。アレルギーだけでなく、乳糖不耐症や宗教上の事情などで牛乳を飲めない児童・生徒が一定数いらっしゃいます。これに対し、神戸市は乳糖不耐症などでの体調不良や食物摂取制限、宗教上の理由等で牛乳を飲めない児童については、学校と相談の上、診断書の提出は不要で、牛乳の提供停止ができると説明され、また多くの学校では丁寧に対応していただいています。しかし、中学校給食は特定の理由なしに牛乳の有無を選択できる一方、小学校ではアレルギー対応の希望調査との見出しで、アレルギー以外の事情で摂取・摂食できない児童の保護者への相談を呼びかけており、それも入学時のみとなっています。陳情者の指摘する心理的なハードルを下げ、年度途中いつでも学校に気軽に相談していただくことが何よりも大切であり、アレルギー以外の乳糖不耐症などやむを得ない事情で牛乳を望まない児童にとっては、実質的な選択制となるよう求める趣旨から、本請願の採択を主張します。

○委員長（さとうまちこ） こうべ未来さん。

○委員（諫山大介） 請願第6号については、不採択といたします。本市の小学校では既に乳糖不耐症などアレルギー以外の理由で牛乳を飲めない児童については、保護者からの相談を受けて、個々の状況に柔軟に対応していること。また、国の学校給食摂取基準に基づき、カルシウムの摂取に当たっては、牛乳を飲むことを前提として献立作成委員会がバランスの取れた給食メニューを考えているため、国の基準や方針が変わらない中での牛乳選択制の導入は、献立作成の在り方そのものを見直す必要もあることから、慎重に検討するべきと考えます。

また、中学生と比べると、特に低学年の児童は自己管理能力が不十分で、牛乳を飲む、飲まないを教員が管理する必要性が生じ、現状アレルギー児童への対応だけでも厳重に注意を払って対応している中で、牛乳の選択制を導入することで事務的な面、管理運営的な面で学校現場に大きな負担が生じることになろうかと思います。

以上のことを踏まえて、当該請願は不採択とします。

以上です。

○委員長（さとうまちこ） 躍動の会さん。

○委員（大井としひろ） 請願第6号、神戸市小学校の学校給食における牛乳の選択制導入を求める請願について、躍動の会は採択を主張します。

理由は、カルシウムの国の学校給食摂取基準においてカルシウムの吸収率が高く、安定的に入手しやすい牛乳を飲むことが最も効率的であるとの当局の答弁は理解するものの、本市の中学校では飲み残しによる食品ロスが多くなる傾向にあり、SDGsの推進の観点も踏まえ、令和2年度より牛乳選択制を導入していることから、小学校についても栄養バランスのよい食事を取ることの大切さについて、食育の推進を図るとともに、食品の無駄をさせないため、子供たちの意思を確認すべく、選択制を導入すべきとして採択といたします。

○委員長（さとうまちこ） 以上のように、各会派の御意見は、採択、不採択の2つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（さとうまちこ） 挙手少数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第128号について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（植中雅子） 陳情第128号、子供の豊かな学びと育ちを保障するための2026年度政府予算編成を要請する意見書提出を求める陳情は、自由民主党は採択とさせていただきます。

学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するためには、教職員定数の改善が必要であります。さらなる少人数学級についても検討していただきたいと思うところであります。そして学習指導要領の内容の精選を行うなど、必要な項目ばかりと考えますので、いずれの項目も子供主体の学びの推進に必要があります。よって、採択とさせていただきます。

○委員長（さとうまちこ） 日本維新の会さん。

○委員（なんのゆうこ） 陳情第128号、日本維新の会は採択といたします。陳情項目1から5について、神戸市としては義務教育に関する教職員の人件費は国の責任で財政措置されるべきであると考えており、各学校の教職員は国の定数に基づいて配置している。また、令和7年度には小学校全学年で35人学級を実施しており、今後もさらなる少人数学級の実現や、きめ細かな指導体制、安定した学校運営体制の確保のために、加配教員を含めた教職員定数の改善を国に強く要望していく方針である。

陳情項目6について、教員の働き方改革を確実に進めるためには、国の予算措置が不可欠であり、特に教員業務支援員などの外部人材を増やすには、国の財政支援の拡充が必要である。今後も国の動向を注視しつつ、教育委員会と学校が連携して働き方改革に取り組んでいく。

陳情項目7について、本市では教育課程編成の工夫や学校の業務と活動の見直しに取り組み、各校の学習活動や事前準備などの時間の確保を保っているとの当局の説明を了として本陳情の採択を主張いたします。

○委員長（さとうまちこ） 公明党さん。

○委員（坂口有希子） 陳情第128号について、公明党は採択を主張いたします。

小学校全学年で35人学級を実施していますが、教育環境の一層の充実を図るための学級編制基

準のさらなる改善、また働き方改革や義務教育制度に対する国の適切な財政措置を講じることを国に要望していくべきと考えるため、採択いたします。

○委員長（さとうまちこ） 日本共産党さん。

○委員（前田あきら） 陳情128号、子供の豊かな学びと育ちを保障するための2026年度政府予算編成を要請する意見書提出を求める陳情の件については、日本共産党は採択を主張します。

多様化する教育環境の下、子供たち1人1人に寄り添った教育を行うためにも、多忙で劣悪な環境に置かれている教職員の長時間勤務と未配置を生み出さないためにも、教職員の増員は不可欠です。教育長も少人数学級の意義についてはOECD比較も含めて推進すべきとの立場も表明されていることから、中学校、高等学校も含めた少人数学級の推進は急務です。

陳情者が指摘するとおり、現行のカリキュラムでは子供も教員も極めて大きな負担を強いられています。次期学習指導要領については、学習内容を精選し、授業時数を減らし、現場の創意工夫を大幅に認める方向で抜本的に見直すことが求められています。さらに運用に当たっても、学校で子供に合ったカリキュラムに変更できるよう弾力的にすべきです。

豊かな子供の学びを保障するために、国の教育予算の確保と増額が急務であり、意見書を提出すべきとの立場から採択を主張します。

○委員長（さとうまちこ） こうべ未来さん。

○委員（諫山大介） 陳情第128号、子供の豊かな学びと育ちを保障するための2026年度政府予算編成を要請する意見書提出を求める陳情について、採択いたします。

スクールサポートスタッフや不登校サポートルームの支援員などの外部人材の配置を拡充するためには、国の財政支援が必要不可欠です。また、本市でも事務局と学校園が一体となり、教育課程編成の工夫や業務の見直しに取り組んでいますが、国の教育課程の在り方そのものが見直されることで、教職員の長時間労働が是正され、子供たちの教育環境が充実すると考えます。

○委員長（さとうまちこ） 躍動の会さん。

○委員（大井としひろ） 陳情第128号、子供の豊かな学びと育ちを保障するための2026年度政府予算編成を要請する意見書提出を求める陳情の件について、躍動の会は採択を主張します。

理由は、実効性のある働き方改革を実現するため、国に対して教職員定数改善や教育の質の向上を図ることなどを要望していくこととして、採択いたします。

○委員長（さとうまちこ） 以上のように、全会派の御意見が採択することで一致しておりますので、陳情第128号については採択することに決定いたしました。

次に、陳情第128号が採択されましたので、国に提出する意見書の文案について協議したいと存じます。

つきましては、正副委員長で文案を用意いたしておりますので、事務局より配付をさせていただきます。

それでは、この文案を事務局に朗読させます。

（書記朗読）

○委員長（さとうまちこ） 以上のとおりですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（さとうまちこ） それでは、文案については以上のとおりとさせていただきます。

なお、この意見書案については、この後、本委員会に委員を出しておられないつなぐさん、新しい自民党さん、平野章三議員、上原議員、村上議員に御意見をお伺いし、議員提出議案として

提出したい旨、市会運営委員会に申し出たいと存じます。委員各位におかれましては、会派内での周知について御協力をお願いいたします。

次に、報告事項、工事請負契約の締結についてに関して、第39号議案（仮称）新北区文化センター建設機械設備工事請負契約締結の件のうち、本委員会関係分について、御意見はございますか。

（なし）

○委員長（さとうまちこ） それでは、原案を承認することに支障のない旨、経済港湾委員会に申し伝えることといたします。

以上で意見決定は終了いたしました。

○委員長（さとうまちこ） 本日御協議いただく事項は以上であります。

この際、委員の皆様へ申し上げます。

現在の委員による本委員会は本日が最後になるかと存じますので、私と副委員長から一言ずつ御挨拶を申し上げたいと思います。

このたび、初めて委員長を拝命いただきましたが、皆様方からの御指導、そして御協力をいただきながら、何とか役目を終えることができました。現在、教育は150年ぶりの大きな改革の過渡期となっており、少子化に伴う諸問題、不登校児童・生徒の増加、教員の働き方改革、部活動など課題が山積しております。

今後も私たち大人全員が注視しながら、未来を担う全ての子供たちの教育環境を整えてあげることができればというふうに願っております。

委員長としては、全く不慣れでございまして、微力でしたけれども、皆様と共に活動できたことを心より感謝申し上げます。

結びになりますが、委員の皆様方の御活躍を心より祈念いたしまして御挨拶とさせていただきます。本当によい経験をさせていただきました。ありがとうございました。

○副委員長（平野達司） 子供たちの未来を見据えた活発な議論がされたことというふうに思います。この1年間、皆様へ本当にお支えをいただきまして、私の立場としては委員長をお支えして、そしてこの1年間務めることができましたので、委員の皆様、そして委員長を含めて、皆様本当に心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

○委員長（さとうまちこ） 本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

（午後3時13分閉会）